

総務警察委員会記録

開催日時 平成28年12月14日(水) 13:03~16:50

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

奥山 博康 委員長
山本 進章 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
松本 宗弘 委員
川田 裕 委員
中野 雅史 委員
荻田 義雄 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 一松 総務部長
長岡 危機管理監
村田 地域振興部長
山本 南部東部振興監
辻本 観光局長
安田 警察本部長
高井 警務部長
大久保 生活安全部長
福田 刑事部長
森脇 交通部長
今谷 警備部長
吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 4名

議 事

(1) 議案の審査について

議第 93号 平成28年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会所管分)

議第 95号 奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議第 98号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 99号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 100号 奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (総務警察委員会所管分)

議第 101号 奈良県税条例の一部を改正する条例

議第 102号 奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

議第 109号 当せん金付証票の発売について

報第 29号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

平成28年度奈良県一般会計補正予算(第2号)

和解及び損害賠償額の決定について

(2) 請願の審査について

請願第1号 県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守を求める請願書

請願第2号 高等学校等の無償化に関する請願書

(3) その他

<会議の経過>

○奥山委員長 ただいまから総務警察委員会を開会します。

本日は、人事委員長、人事委員会事務局長、教育長、学校支援課長、保健体育課長に出席していただいておりますので、ご了解願います。

本日、当委員会に3名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室いただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります前に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により出席要求する理事者を変更する必要性が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求をしておりますので、ご了解願いたいと思います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案と請願の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、総務部長、地域振興部長、警察本部長の順に説明を願います。

○**一松総務部長** それでは、私から、第326回定例県議会提出の議案について、全体の概要及び総務部に関する事項について説明します。

まず、冊子「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他」の目次をお開きください。12月2日に提出させていただきました議案の一覧が記されています。議第93号及び議第94号が予算で2件です。議第95号から議第103号までが条例の制定及び改正で、計9件になります。議第104号から議第109号までの契約等で6件、最後に報第29号の専決処分の報告が1件の合計18件です。

それぞれの部局長が所管の委員会で説明しますが、以下、総務部に関するものについて、私から説明させていただきます。補正予算及び条例については、後ほど別の資料により説明します。まず、冊子「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他」を用いて、契約等と専決処分について説明します。

139ページをお開きください。139ページは、当せん金付証券の発売についてです。いわゆる宝くじの平成29年度における本県の発売総額を100億円以内とするもので、この100億円という金額は今年度と同額です。

続きまして、140ページ、報第29号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてです。その中に記されています平成28年度一般会計補正予算（第2号）については、後ほど別の資料により説明します。ここでは144ページ、和解及び損害賠償額の決定についてです。これは県立畝傍高等学校プールにおける飛び込み事故に

係る和解及び損害賠償額について、記載のとおり10月17日付で専決をさせていただいたものです。

続きまして、補正予算について、資料「平成28年度12月定例県議会提出予算案の概要」により内容を説明します。予算案の概要の1ページ、平成28年度奈良県一般会計補正予算（第2号）です。先ほど説明しました県立畝傍高等学校プールにおける飛び込み事故に係る和解に伴う損害賠償金です。財源には、県立学校管理者賠償責任保険金として、諸収入を5,000万円、一般財源として繰越金を5,000万円それぞれ充当しています。

続きまして、3ページ、平成28年度奈良県一般会計補正予算案（第3号）についてです。歳入歳出それぞれ121億3,000万円余です。また、新規の繰越明許費として、103億9,300万円余、債務負担行為として、追加と変更を合わせ18億2,500万円余を計上しています。これらは、国の経済対策に係る補正予算を活用して、県政諸課題に迅速に対応するとともに、その他、緊急に措置を必要とするものについて計上するものです。政策課題別の内訳は記載のとおりとなっています。財源の内訳ですが、特定財源として、分担金及び負担金を2,600万円余、これは急傾斜地崩壊対策事業費負担金などです。続きまして、国庫支出金について50億3,300万円余、これは防災安全社会資本整備交付金などです。諸収入を4,100万円、これは文化財修理費と受託事業収入です。県債ですが、道路整備事業債などの県債を45億1,700万円余計上するとともに、一般財源の内訳のところへ書いていますように、地方交付税を8,900万円余、繰越金を24億2,200万円を計上しています。この結果、一般会計の総額については、予算の規模欄に書いていますように、5,096億1,900万円余となり、当初予算に対し2.9%の増、前年度同期比では3.2%の増となっています。

歳出予算について、総務部に関するものについて4件ほど説明させていただきます。

9ページをお開きください。12その他です。（新規）県庁舎系施設南部地域再配置整備事業です。県庁舎系施設の南部地域再配置に伴い、旧五條高校跡地において、五條市との合同庁舎を整備するための造成設計及び建築設計に係る負担金です。設計業務の契約手続を進めるため5,300万円の債務負担行為の設定をお願いするものです。また、財源には庁舎等整備基金を充てさせていただきたいと思っています。次に、財政調整基金積立金です。平成27年度決算剰余金29億7,200万円について、地方財政法第7条第1項に基づき、2分の1を下回らない額の14億9,000万円を財政調整基金に積立てる

ものです。その下の段、給与改定に伴う増額です。10月の人事委員会からの給与に関する勧告等に鑑み、給与改定を実施することにより増額となります9億9,900万円余のうち、総務部、議会事務局、監査委員事務局に関するものは特別職500万円余、一般職3,900万円余の合わせて4,400万円余です。

続きまして、10ページ、繰越明許費の補正です。総務部所管は1件です。県庁舎厨房等整備事業ですが、これは入札手続に不測の日時を要したことにより繰り越しとなるものです。

引き続きまして、条例の説明に入らせていただきます。条例については、資料「平成28年12月定例県議会提出条例」です。総務部所管に係る条例案について5件、説明させていただきます。1ページ、議第95号、奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。これは、マイナンバー法の改正に伴うもので、要旨欄の1にありますように、情報提供等記録に、情報を照会する条例事務関係情報照会者及び情報を提供する条例事務関係情報提供者についての記録を追加するものです。また、2にありますように、個人情報を訂正した場合において、その旨を書面により通知する提供先に条例事務関係情報照会者等を追加するため所要の改正をするものです。施行期日は、公布の日から施行する予定です。

続きまして、5ページ、議第98号、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例です。これは国の指定職及び特別職の給与改定に準じ、県議会議員、知事及び副知事、常勤の委員並びに教育長の期末手当を0.1カ月分プラス改定するため、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例ほか3つの関連条例を改正するものです。施行日ですが、6ページの第5に書いているように、一部を除き、平成28年12月26日からとしています。ただし、平成28年度分の期末手当については、第5の2に書いているように、平成28年12月1日からの適用としています。また、平成29年度以降分に係る期末手当については、1のただし書きにありますように、平成29年4月1日施行としています。

続きまして、16ページ、議第99号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。これは人事委員会の給与に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定を行うものです。具体的には、まず、一般職の職員の給与に関し、要旨欄の第1の1にありますように、人事委員会勧告に準じて給料表及び第1の2の(1)にありますように初任給調整手当の上限額を引き上げます。

また、第1の2の(2)以下にありますように、扶養手当については、配偶者に係る手当を引き下げ、子に係る手当を引き上げます。配偶者に係る手当の引き下げについては、職務の級により異なった取り扱いとしますが、具体的には、16ページから18ページにかけて記載のとおりとなっています。さらに、平成28年12月期の勤勉手当の額については、18ページから19ページに記載のとおりですが、再任用職員以外の職員の支給月数を0.1カ月分、再任用職員の支給月数、これは第1の2の(3)のイのところですが、0.05カ月分それぞれ引き上げることとなります。また、平成29年度以降分の支給月数については、19ページ、20ページにかけて記載されているとおりとなります。

20ページの要旨欄の第2にありますように、任期付職員及び任期付研究員についても、人事委員会勧告に準じ、給料表を引き上げるとともに、20ページ、21ページに記載のとおり、平成28年度12月期及び平成29年度以降の期末手当の支給月数を引き上げます。

21ページの第4に、県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正と書いていますが、扶養手当について先ほどと同様に改正するものです。第5の施行期日ですが、一部を除き平成28年12月26日からとしています。人事委員会勧告に準ずる給料表の改定については、次のページの第5の2に書いていますように、平成28年4月1日から、また、平成28年度分の勤勉手当等については、平成28年12月1日からの適用としています。平成29年度以降の勤勉手当及び扶養手当については、21ページ最下段に書いていますように、平成29年4月1日施行としています。

続きまして、36ページ、議第100号、奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例です。これは、雇用保険法の改正に伴い、65歳以降、新たに雇用される者が雇用保険の適用対象となったことから同法に規定する高年齢求職者給付金に相当する額を退職手当として支給することを可能とするため、所要の改正を行うものです。具体的には、一般の退職手当等の額が高年齢求職者給付金の額に相当する額に満たない場合はその差額を、これは要旨欄の1の(1)に書いています。1の(2)に書いていることですが、一般の退職手当等の支給を受けない場合については、高年齢求職者給付金の額に相当する額をそれぞれ支給することとします。あわせて同法の改正により、37ページの1の(3)に書いていますが、従前の広域求職活動費が求職活動支援費に改められ、求職活動に伴う費用の対象を拡充されたことから、これに相当する金額を退職手当として支給します。また、

37ページの2から書いていますように、県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてもあわせて改正することで、水道局においても同様の制度とします。

38ページ、3の施行期日については、平成29年1月1日としています。

続きまして、46ページ、議第101号、奈良県税条例の一部を改正する条例です。これは寄附金税額控除の適用対象に別途、今定例県議会に提案しています奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例で定める指定特定非営利活動法人に対する寄附金を追加するとともに、寄附金の税額控除を受けようとする場合の県民税に関する申告書の提出について規定するため、所要の改正をするものです。施行期日は公布の日としています。

以上が今回提出しています議案の概要及び総務部所管に係るものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○村田地域振興部長 地域振興部所管の平成28年度12月補正予算について説明します。資料「平成28年12月定例県議会提出予算案の概要」をお願いします。5ページ、7文化の振興をごらんください。(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業です。歴史文化資源活用先の先駆的拠点である(仮称)奈良県国際芸術家村の施設・設備等の整備を推進するため、用地取得及び造成設計等を実施します。次のミュージックフェストなら2017開催事業ですが、文化芸術活動の活性化を図るとともに誘客を促進するため、平成29年6月10日から25日までの16日間開催をし、野外での大規模なコンサートのほか、社寺、駅前、ホールなど、県内各地でコンサートを開催する予定です。それらの事業内容を早期に決定し広報を展開するため、事前準備費用として370万円の計上をお願いするものです。また、平成29年度の事業実施に当たり、今年度中に契約事務を行うため、1億1,100万円余の債務負担行為をお願いするものです。

次に、9ページ、一番下の段ですが、給与改定に伴う増額については、10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより増額となる総額9億9,900万円余のうち、地域振興部に関するものは、一般職1,900万円余となっています。

続いて、10ページ、繰越明許費補正の新規をごらんください。(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業は、国補正予算等に対応するため、5,500万円の繰越措置をお願いするものです。

以上で地域振興部関係の補正予算の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう

お願いします。

○安田警察本部長 私からは、警察本部所管の提出議案について説明します。提出議案は、平成28年度一般会計補正予算案及び条例改正案です。

まず、平成28年度一般会計補正予算案についてですが、資料「平成28年12月定例県議会提出予算案の概要」の9ページをお開きください。12その他、給与改定に伴う増額についてです。先ほど総務部長、地域振興部長からも説明がありましたが、警察本部に関係しますのは、補正額9億9,900万円余のうち1億8,800万円余で、全て一般職分です。

続きまして、条例改正案についてです。資料「平成28年12月定例県議会提出条例」の50ページをお開きください。奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例です。これは今般、道路交通法が改正され、75歳以上の運転者が一定の違反行為を行った場合に臨時の認知機能検査を行い、その結果、認知機能の低下が疑われる場合には、新たに臨時高齢者講習が実施されることになったこと、また、運転免許の種類として準中型免許が新設され、当該免許の取得等に関係する事務が追加されたことなどに伴い、それらの事務に係る手数料の新設及び改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。施行日は改正道路交通法が施行される平成29年3月12日を予定しています。

警察本部所管の提出議案は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○奥山委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますのでご了承願います。

○山村委員 それでは、ただいま説明いただきました補正予算にかかわることで1点質問したいと思います。

(仮称)奈良県国際芸術家村についてですが、私も一般質問で聞かせていただきましたが、そのとき知事の答弁では、費用対効果については答えがありませんでした。知事の答弁では、国際芸術家村構想がこのような複合的な大きな計画になった経緯を述べられましたけれども、国から来る地方創生交付金をいただくことで、その地方創生交付金をいただくためにいろいろなものを盛り込んで大きな計画を進めていっていると言われたと思うのですが、私が疑問に思っているのは、国からの交付金をいただくことはいいと思うのですが、だからといって建設費だけで95億円かかる大がかりな事業を始めるにもかかわらず、例えば、集客の見込みがどうであるのか、経済効果がどうであるのか、投資した効果がど

うなのか、ということの検討や検証が何もなしに進められていくというのはどうも理解できないのですが、その点についてどのような見通しを持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 国際芸術家村に関する質問にお答えします。

国際芸術家村は、奈良県の強みであります歴史文化資源の保存活用の取り組みに加えて、山の辺の道など、周辺への周遊機会の提供や地元農産品の販売、加工、伝統工芸品の展示即売、製作体験、道の駅の設置など、各政策分野と連携することで、この地域や奈良県の多面的な魅力に触れていただくことができる施設にしたいと考えています。後ほど、その基本計画について説明をしますが、山村委員お述べのように、複合的な施設の展開をしていこうと考えています。その中で、文化財の修復機能を中核的に据えながら、複合的な形で施設の機能を整えていこうと思っておりますが、それは中核的な機能を支えつつ集客をしっかりと整えていきたいという思いを持って、機能の検討を進め、有識者委員会でもこの機能をご了解いただいたところです。この機能をお認めいただいた中で、その効果というものを、これからしっかりとソフト展開を整えながら、その具体的なソフト機能を展開していくということで出させていただいている中では、一定のものを想定しながら機能を検討していますが、それを具体的にさらに強化しながら誘致あるいは事業の展開を図ることによって、まさしく複合施設ですので、その波及効果が累乗的に効果として、経済波及効果やもろもろのことについて波及していくと考えています。以上です。

○山村委員 経済的な波及効果があるだろう、たくさんの方が集まってくるだろうという予測に基づく構想ではないかと今のお話を聞いていて思いました。幾らいいものをつくったとしてもその場所にバスも通っていない、なかなか人も集まることができない、そういうところにつくられて果たして人が本当に集まるのかどうかということが検討もされずにそこにつくられるということになりましたら、期待していても集まらなかったという結果になるのではないのでしょうか。とにかくそういう魅力のあるものをつくれれば来てくれる。それがうまくいけばたくさん効果が出るという予測に基づいて進められているということで、私としては、あまりにもずさんではないかという思いを持っております。

地方創生ということでこういうことが進められているのですが、地方創生といえればお金がつくという今の状況があることも問題ではないかと思うのですが。そもそも地方を創生しようという発想が生まれてきたのは、人口が減少する地域で人々が住み続けていくこと

ができる地域をつくっていきたい、そこにある資源を活かし、そこで暮らす人たちが将来に希望が持てる、そういうまちをつくっていこうという取り組みを進めていくことを応援するのが地方創生ではなかったのかと思うのですが、今のやり方だと、何かよそから大きなものを持ってきて、それで人を集めるということで、地元の方とのかかわりは一体どうなるのかと私は疑問を持っております。複合的な内容を決められたわけなのですが、さまざまな案を県が練りに練ったと知事も言われていましたが、文化財の修復は大事なことだと思っておりますけれども、それも含めてこういう複合的なものをつくってほしいということで地域の方々から何か要望があったのでしょうか、お伺いします。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） まず、地域からの要望があったかどうかという質問に対して、地元の天理市から要望があったという事実はございます。それから、交通アクセスの問題等々もおっしゃっていただきましたが、今現在は、山村委員お述べのように、アクセスのバスルートなどはございませんが、まさしく今、バス路線あるいは天理市がコミュニティーバスを走らせていこうといったような交通アクセスの問題もあわせて検討をしている状況です。

山村委員もご理解をいただいております文化財の修復等々の関係ですが、これはまさしく奈良県でしかできないといえますか、こういった施設を北海道でやれと言われても当然そこにはなじまないだろうと思うのですが、そこで文化財修復の重要性をより多くの人に理解していただくために一定集客といったようなこと、初めてそういったものに興味関心をもっていただく方にもそういった場面を知っていただくという局面の中で、機能を複合化させているという考え方です。

○山村委員 私も最初の文化財の修復という点では、確かに奈良県や京都固有のもので、そのことで奈良県内ではたくさんの方が活躍されていますし、そういうものを本当に多くの方に知っていただいたり、また、そのことをさらに強化して内容をよくしていくことについて反対をしているわけではなく、それはすごく大事なことだと思っておりますので、力を入れていただきたいと知事にも申し上げました。そのことはわかっていますが、しかし、それを本当に成功させるために、名前も芸術家村とつけているにもかかわらず、実態はそれ以外のところにいるいろいろな複合のものを取りつけていくことでどんどん予算が大きくなっていくようなやり方で、果たして本当にその機能をしっかりと進めていくことができるのかという点で、全く主題がぼやけてしまうような気がしております。

本当にいいものであれば、そのような余計なものをいっばいつけなくてもたくさんの人

から注目を集めるものになるし、世界でも有数のものになれば世界中の人から注目されるようなものを展開していくことも十分可能だと思いますので、今のようになぎわいをつかって人を集めるために箱物をつくるという従来型のやり方というのはきっぱりと改めて、本当に市民の皆さん、その地域の方々の地方創生に役立つことをやっていくべきではないかと思います。これは意見として申し上げておきます。ここで考えが変わるとは思いませんので、しかし変えていただきたいのですけれどもね。そうしないと、せっかくたくさんのお金が地方創生ということでばらまかれても全然意味がないことになってしまう。将来はそういう建物を建てた以上は維持管理、運営にもお金がかかってくるわけです。たとえば民間がやったとしても県がつくったものですから責任を持ってやっついていかないとけないことになるわけですから、やはりそういう点から考えても今回見直すべきだということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

○奥山委員長 付託案件に関して、ほかにございますか。

○川田委員 まず、議案、補正予算に関して。今、(仮称)奈良県国際芸術家村が出ていたので、続きでいきたいと思うのですが、地方創生の交付金等が、今、全国で事業を名乗り上げて採択されたものにはお金がつくという形になっていまして、国でも今回、東京一極集中を改善しようということでこういった取り組みが行われているというのが自然の考えだと思うのです。ただ、これが始まって今後やっついていくということですが、今現在、デフレに関して、まだデフレ状態にあるということで脱出することができない。だから支出をふやしていこうというのがこの考え方だと思うのです。

この間、知事も代表質問でおっしゃっていましたが、国が地方創生するために予算をつけたのだということで、当然それは国会の論議を見ていけばわかるのですが、奈良県として、地方創生のお金を使ってどれだけの地方創生の経済効果を求めておられるのか、その試算についてお聞かせいただけますか。

○山下地域振興部次長(企画管理室長事務取扱) 国際芸術家村に関しての試算ということに対してお答えしたいと思います。経済的な価値の高揚も当然あるのですけれども、文化財、奈良県が持っている強みを発揮して、地域が誇りを持って奈良県がすばらしいところであるということに資するような形で展開できれば、それは地方創生の取り組みであるという考え方に基づいて取り組みを進めたいと思っています。

○川田委員 全く答弁の意味がわからないのですが、急に聞いたのでなんです、もう少し言いようがあると思うのですけれど。聞いているのは、前々からもご意見申させていた

だいているのですが、1つの拠点に99億円と。文化財の修復に関しては、文化財保護ということで、法律の義務も当然ある中でやっておられますね。それと、集客の問題と何でセットになっているのですか、それがわからないのですよ。だから、文化財保護は、文化財保護法を起点とする法律のもとにやっておられるわけではないのですか。今現在、市町村でもそういった文化財の保護に関しての計画策定といった法律もありますよね。だから、各市町村でやっておられるということで、広域行政ということで考えた場合、なぜこの一拠点に対してそういったものが必要なのかと。文化財保護や修復はわかりますよ。だけれど、その周辺のをいろいろセットしてやっていくということと一体何の関係があるのですか。私は香芝市選出で、委員長も香芝市ですが、これをここにつくったから香芝市に何か関係があるのですか。奈良県全体にどういう影響があるのか。いつも祭りにしてもそうですし、そこの地域はにぎわうかもしれないし、周辺には売り上げが伸びたという効果はあるかもしれないですが、我々など東側、西側の人間からすれば、全く関係のない話です。ただ、かかっている税率は同じではないですか。もう少し平等な配分をやっていただくために納税しているわけであって、何か一部の地域をよくするために納税していると。だから、我々いつもマクロ的な考えで全体的に可処分所得をふやすような施策や、そういったものをやっていく必要があると。まして、国が求めているのもそういうことだと思うのですよ。一つのところばかりに資金集中して、一体我々にすれば何のメリットがあるのですか。文化財修復はいいですよ。今学校の修復費、暖房費がないような現状があったりとかで、納税している意味が忘れておられるのではないかという感じがするのです。だからその点を明確にしていただかないと、幾らこれがいいのだあれがいいのだと言っても将来わからないではないですか、現実的に。これはある程度経済学に基づいて、国の全体的な政府支出が幾らあって、それで国の経済が幾らになるというある程度の試算はできると思いますけれど、こういう小さな単体になってきた場合にそのような予測は多分できないと思いますよ。できるのであれば出していただいたらいいけれども、祭りでも延べ人数を経済効果の数字に使っていたり、何か意味不明な行為が多いではないですか。だから、その点についてどのようなお考えなのかを明確に示していただきたい。そうでないと、いきなりお金がぼんと補正予算で出てきて、数の力でこのようなことをやられたら県民がたまったものではないですよ。この間から箱物ばかり続いているではないですか。今、国の方針でも、箱物を少なくして効率化を求めている。ファシリティーマネジメントの今やっておられる事業も目的はそうではないですか。だから、それをやるのであれば何かを減らすか、

これから人口減って税収も減っていくわけですから、これを返すのは将来の人間になってくるのですから、その点どうなのですか。国のお金といっても国民の税金ですから。今、大きな赤字国債を発行しながらやっている状況ではないですか。その点について明確な指針を説明いただきたいです。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 今、県内の一つのエリアに施設整備をすることに対しての全県的な波及ということの質問かと思うのですが、県内のどこに配置するかは、その施設の機能が発揮できるといいますか、その土地の背景といったようなこともありましようし、今回の場合であれば、地元天理市が誘致といいますか、そういう思いを持っていた中で、地域全体がその施設を活用しながらどのように効果的な展開をしていけるかという要素もありますし、それが奈良県内にあれば、結果的には奈良県の県民の方々がアクセスも当然できるといった意味では、どこにその施設が配置されるかという問題が全県トータルの話と乖離的な話ではないのかなと理解しております。

○川田委員 意味わからないのですけれども、何回も言いますが。地方自治法では、第1条に「地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」と、第2条には、「都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする」、第6項にも「相互に競合しないようにしなければならない」とあるわけですよ。周辺のいろいろお話も聞いていたら、これは共同でやっていくのですか。地方自治法の広域行政という意味、もう一回原点に戻って、奈良県の中であれば市町村がおやりになるその事業を奈良県はどこであってもいいのだと。香芝市であれば香芝市の圏外であれば事業事務できないですよ。広域事務以外はね。だから、その辺の指針をもう少しはっきりしていただかないと、集客することがなぜ広域行政なのですか。これはホテルを建てたり、それが市町村がやられるのであればわかりますよ、そういう事業も。だけれど、何で広域行政なのですか。例えば、県庁所在地である奈良市において集客するものが要るといえるのはわかりますよ。これは法的には広域事務の枠を超えているのではないかと思うのですよね。違法かどうかはわかりませんが、その辺を整理しないと何でもありになってくるのではないですか。これから地方分権推進会議においても、やはり市町村に事務を多く渡していこうと、自由民主党が出された提案に対しても、今の与党でしたら、県の権限をふやすのではなくて市町村をふやせという提言も政調部会からも出されているわけでしょう。だから、そういった方向性でやってい

こうと。広域行政は、あくまでも市町村、基礎自治体にできないことを、それも全般的にかかわるものやっっていくのが広域行政ではないですか。だから大阪でも二重行政の廃止と、我々の党でもずっと言っていますが、やはり2つで同じことするということが自体が人件費も倍かかるわけです。これから公共的なものを効率的にやっっていかなければいけないのに、理由づけを言ったら、今の山下地域振興部次長の説明であれば本当に何ら合理的な説明になっていないですよ。それが通じるのであれば何でもありになってくるではないですか。試算も別に出しているわけではないのでしょうか。ただ何か思いでおっしゃっているのですよね。それは行政の答弁としての的確ではないのではないですか。きょうの委員会も出席要請されて出てこられていますよね。地方自治法第121条の規定によって、審議の説明のために出席されているわけではないですか。教育委員会であれば教育長の委任を受けてほかの職員は出ているわけ、法的には。あなたたちは知事の委任を受けているのですよ。もう少し答弁をしっかりときちんとしていただくべきではないですか。補正に上がってこれをやって、あと執行責任ということになってくるのですけれど、だから目的、目標を明確に出してください。建てる計画はいわゆる建設会社に頼めばその工程も出てきてきちんとやりますけれど、いつまでにどれだけの集客を呼び込むのかといった見通しを明確に出してくださいよ。でないと、やるは、後で閑散だったわ、目的と説明したことが全然違ったでは、その責任は誰がとるのだということなのですよ。問題はその責任の所在ではないですか。責任の所在を求めるための基準というものを出していただかないと、それであつたらもうやりっ放しになってしまいますから。本当にこれから税は苦しくなってくると思うのですよ。経済発展が大きくあれば別ですが。その中でやはり考えてお金も使っっていかなければいけないし、こういう箱物をどんどんつくるといふ行政はほとんど皆無に近いと思うのです。だからそのあたりも、文化財保護はわかりますよ。文化財保護は法律も定められているし。

もう1点聞きたいのですが、これは文化財保護関係の法律に基づいてやっておられる事業はどれぐらい入っているのですか。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 申しわけありません。今手元にございません。

○川田委員 いやいや、90何億円、約100億円近い金を予算に上げていて、その法的根拠が必要ではないですか。地方自治法の中でも法の根拠なしに事務はやってはいけないとなっているわけでしょう。だったらその事務の説明をいただかないと意味不明ではない

ですか。その状態であれば、採決自体にも行けないですよ。手元に今資料がありませんばかりで、委員会に出てこられているのだからそれぐらい用意しているのは当たり前ではないですか。いかがですか、そのあたりは。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 誠に申しわけありません。持ち合わせておりませんので、済みません。

○川田委員 国民の主な役割ということでホームページなどに出ていますが、国でも文化財保護法、重要文化財の指定等々いろいろあります。これは国でできないことは県に法定事務としてあるわけではないですか。地方公共団体、文化財保護条例の制定も、奈良県は制定しているのですか。芸術家村は全部かかわってくるわけでしょう。文化財の修復をされていくわけでしょう。それが本丸なのでしょう。何とかパークみたいなものをつくるのが本丸ではないでしょう。文化財の保護はやはりお金が要る、これは県民も全てが認めるところだと思います。だからそれが本丸なので、どういった法の関係であって、今後、法の関係でやるのであれば入ってくるお金も変わってくるではないですか。つくるときだけ地方創生というのは、あれはまた別の意味ですから。だから、これはいろいろな法の関係により歳入のことも考えていくのは当然であって、財政課長などもそういったところは一歩シビアにいつも見られているところなのでね。そのあたりを説明いただかないと、ただ上げて、いやいや、将来、人が集まるのですよと言われても、その審議で99億円、100億円の採決に入るということは、これは議会が笑われますから、だからそのあたりの説明をしっかりとお願いしたいのですが、いかがですか。

○奥山委員長 山下地域振興部次長、これは文化財保存課のほうがいいのかな。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 今この場では、誠に申しわけないのですが、お答えすることができません。

○川田委員 この場でお答えできないと言われたので、委員長、この採決はできません。やはり説明いただかないと採決に入れませんので、今はっきり明言されたので、この分については採決できないということを申し上げたいと思います。これはもういいです。次行きます。

○奥山委員長 いや、採決するしないはそれだけでは決められないけれども、今の答えで文化財保存課などが担当になっているのであれば答えにくいと思って私は振っているだけです。山下地域振興部次長が全部文化財のことがわかったのかなと思うだけで。

（発言する者あり）

○**奥山委員長** 一旦休憩をとりましょうか。資料をすぐ集められるのであれば休憩とりますよ。どうですか。暫時休憩。

13:55分 休憩

14:05分 再開

○**奥山委員長** 休憩を解いて再開します。

○**山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 今お出ししています概算の95億円という数字ですが、そのうちの文化財、それから文化財修復、展示にかかわる部分としては約43億円で、これは面積に一定の単価を乗じて出させていただいている数字です。

○**川田委員** 43億円ということは、半分弱ということですね。だから、あと半分のお金の意味がわからないのですよ。何でセット物になって出てこないといけないのですか。

京都でも文化財保護等はかなりお金も使われて、知り合いの行政の方も、文化財保護のお金、修復などをするお金は、本当に頭が痛い問題だといつも悩まれているのです。それは非常に重要なことなのでやっていかれたらいいし、人材を育てることも確かにいいことだと思うのです。ところが、その周りのものと何ら合理的関連性というのは幾ら考えてもわからないのですよ。欧州も芸術村などいろいろつくっておられる、書籍も買っていろいろ読んでみたのですが、コンセプトがわからないのです。ただぼんとお金が出てきてそれを認めてくださいといわれても、これはそんな簡単な問題ではないので、もっと集中審議が必要な事業と思うわけです。だから、そのあたりの中身をこのようなものを建てるのだと、建物の説明をされてもですね、何のために。それでは修復の事業をやっているところを見せる自体が一体何の意味があるのですか。先ほど山村委員もおっしゃっていましたが、興味ある方はみずから見に行かれますけれど、別に見せ物でもないのですね。それでは行政もガラス張りにして皆に仕事見てもらったらいいではないですか。そこは言っている意味がよくわからないのですよ。だからもう少し詳しい説明をきちんと論理的に合理性を持って説明していただかないと、金額が金額ですから、県民からすれば、少ない多いの関係ではないのだという話にはなりますが、やはりこれだけ財政が厳しいと言っている中でこういった行為は本当にどうなのかなと思うのですが。それは全く別個にして、地方創生の何か事業でやられるというのであればわかるのですが、何で一緒くたになって理由づけされているのかがわからないのです。その点をお答えいただけますか。

○**山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** やはり文化財をこれから活用していこうということに当たって、その一番根幹となる修復の重要性、これは再三申し上げており

ますが、修復作業の重要性を認識していただくために見ていただいて、今後、修復に携わっていただける人材を養成していくという考え方を、そのためには広く興味を持っていただきたいということで、一定の集客を相乗効果によって望める形で機能を展開させればということです。

○川田委員 これはコンセプトができるまでにどれぐらいの期間を要したのですか。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） そもそもこの国際芸術家村をというものの考え方は有識者の委員会を設置して検討をいただいているところですが、その第1回が平成27年6月5日に開催をさせていただき、それから、前回で第5回というところですが、コンセプトワークはその期間、いかなる形の展開がいいか、その機能をどう持たせていくのかといったことを専門家の知見もいただきながら検討を進めてきたところです。

○川田委員 だから、1年半ぐらいなのですね。1年半ぐらいで100億円のものの決定がなされるというのは意味がわからないし、今の説明でも、1年半やって専門家が入ると、いつも県はそうですよね、専門家、専門家といって専門家が入っているというけれど、中身を説明していただかないとわからないではないですか。専門家と言われても、それは何なのですか。私らも専門家から聞いてきたら全て通るのですね。だから中身を言うていただかないとわからないです。

そして、先ほどの話の続きになっていきましたが、文化財保護法の関係からでも、国の事務に関してやるものもあれば、地方公共団体として義務づけられているものもありますよね。こういった幅広い法律や規則等もいろいろあるのですが、制限もありますよね。こういったものをどこまで集約できるのですか。そこが拠点になるわけでしょう。拠点ではないのですか、拠点でないものに100億円ですか。それとも拠点にするのですか。その意味がわからないのですが。いろいろな法律があるので、そこを拠点にして、効率化を求めたものを文化財保護にも取り入れるのだというのであればまだわかるのですがね。だけれど、それは別なのですよと言っていたら、ばらばらにやっていって、ではこれは何のためにつくったのだということになってくるのではないですか。

奈良は文化が多いですから、観光資源として文化はどんどん使っていくと。知事が今取り組まれているこの文化事業に関しても、私は経済対策だと思っているのですよ。それはもう賛成なのですけれど、やはりコンセプトを立てるのであれば、きちんとした理論立てをしていかないと、何か聞かれても、いや、わからないということであれば、先程も言ったように本当に採決自体ができないではないですか。この提案はそちらからされている提

案でしょう。何も答えないのであれば1回取り下げてもらったらいいではないですか。そうではないですかね、いかがですか。

○**奥山委員長** 報告案件のところに資料を出してもらっている。これは後で説明だけれども、今ここまで言われるのであれば、先にこの報告をしてもらってもいいと思いますけれど。

○**川田委員** これはもう見えていますから。

○**奥山委員長** 見ているのであれば、もう少し質問をしっかりとってほしい。

○**川田委員** 建物の説明だけだから中身の話ですよ。

○**奥山委員長** これは建物だけと違うでしょ。

これは後でしまししょうか。はい、それではこれは少し置いておきますので、続きはまた後で受けますので。続いてどうぞ。

○**川田委員** これは考えておいてください。桜井につくられるというNAFICを核としたにぎわいづくり、9,300万円の内訳を言ってもらえますか。

○**奥山委員長** NAFICは所管が違う。

○**川田委員** 補正予算ではないの。

○**奥山委員長** (総務警察委員会の)付託案件ではない。

○**川田委員** わかりました。

食堂の繰越明許、これは管財課ですかね。前に国の明確な回答を、質問をつくって聞いていただきたいとお聞きしていたのですが、それはもう聞いていただいたのですか。

○**中田管財課長** 厨房の繰越の件についてのお尋ねです。

川田委員から先般お尋ねであったのは、厨房を行政財産の貸し付けというやり方で食事提供業者に貸し付けをすることについて法的に問題がないかというお尋ねでございました。それについては、私どもから総務省に照会をさせていただき、その際、県が予算を1億円ほどかけて厨房を改修することも含めて説明をさせていただきましたけれども、県が予算を1億円かけて厨房を改修したからといって、そのことによって当該部分で県が事務を行っているとは解されないという回答をいただいております、余裕がある部分ということで貸し付けしても差し支えないという見解をいただいたものと考えております。以上です。

○**川田委員** それは前、聞いたことですよ。前の総務警察委員会でもあの文章は空きスペースがあるから貸しているのかどうかという内容しか書いていなかったのですよ。だから、それだけ投資をして事業としてやっているからその辺まで詳細に書いて聞いてくださ

いと言って終わっているのです。だからそれを聞いていただいたのかどうかを今お尋ねしているのですが。

○中田管財課長 厨房の整備事業として1億円かかることも含めてお尋ねをさせていただいた結果です。

○川田委員 いや、だからそれは前の回答のことですよ。また新たにもう一度聞かれたのですか。今聞いているのは、聞いてくださいと言っていたからもう一回聞いていただいたのかどうかということです。前の回答はもういいのです。あれは私ら文面も見ているし、質問になっていないと思っていますので。だからそこをお聞かせいただいているのですが。

○中田管財課長 再度お尋ねをさせていただき、私どもでやることについて、こういう計画でやるということは説明して聞いた結果、そういう答えをいただいております。

○川田委員 それではそのお聞きになった文書を提出いただけますか。言葉で聞いた、いや、いいと言っていたのだとしか今の会話だとわからないから。だから、現実は一問一句、どういうことを聞かれたのか、何月何日の日付も入っているでしょう。だからそれをお出してください。うちも今、国会議員がいますから、国会で確認をいただくということで考えていますので、その資料を全部出していただけますか。法的解釈も大体出ているので、あとは国に確認する事項になっていくので。それを出してください。よろしいですか。

○中田管財課長 先般、文書照会、川田委員にこういう内容の文書でと照会させていただきました。1回目の照会です、それについては提出させていただいていますが、2回目については、特に文書でやりとりをしたということはございません。以上です。

○川田委員 いや、それであれば証明するものがないのでしょうか。これは議会の答弁ですから、前も言っていた、書面でとってくださいと。質問書も後で確認できるではないですか。それが並行しての確認作業になっていくわけですよ。開示請求制度、情報公開制度がある趣旨もそうではないですか。口頭だけで、いや、聞いたけれど大丈夫だと言ったのですよ。ああ、そうですかと言う人はいないですよ、絶対に。だから、そういったことをきちんとやってくださいと。何回も聞いているのは、疑義があるので、1億円投資して改装した空きスペースでも貸す行為は、法解釈ではだめだと私らは思って。だけれど、大丈夫だと言われるから、それでは国に確認してくださいということで一度確認していただいた。ところが、その資料を見せてもらったら、空きスペースを貸していいかどうかだけを聞いている。奈良県の行政の方にその書類見てもらって、私聞きましたよ。この内容であれば、誰でもいいという回答をしますよということです。だから、口頭でと言われても証拠がな

いし、わからないので、もう一度聞かれた同じ内容でもう一回文書をつくって聞いてくださいよ。それで回答が返ってきたところで私らも国会で聞きますから、いかがですか。

○中田管財課長 総務省にも文書で回答はいただけるのかとお尋ねをさせていただいたのですが、こういった件については、文書での回答はしていませんという答えをいただきましたので、現在その文書自体はございません。

○川田委員 いや、そのようなことはないですよ。行政同士の確認というのは、文書で聞いたら文書で回答してくれますよ。そのようなことを言われるが、それも本当かうそかは私らにはわからないですから、だから文書で。行政というのは文書を使ってやると奈良県の文書事務手引にも書いてあるではないですか。そのとおりにやっていただいたらいいのではないですか。

○一松総務部長 今お尋ねの件ですけれども、総務省で文書回答を行っていないということなので、恐らく幾ら求めても文書という形で向こうからきちんとしたものをいただけない可能性が高いような気がしています。そうはいいながら、今の答弁内容を何らかの形で示すことができるかを検討させていただきたいと思います。

○川田委員 わかりました。一松総務部長、それはきちんとね。前の報告が上がっているのかどうかわからないですが、前は書面を見せてもらったら、本当に全然趣旨の違う質問をしていましたので。これは違いますよということで、奈良県の行政の方もこの質問であれば、大丈夫ですよと答えますとおっしゃっているので、そこだけはきちんと。でないと、何を危惧しているかという、改装して空きスペースを貸すのであれば何にでも広がっていきますから、それは行政目的と違うということで、我々もそれは習ってきているので、それだけはお願しておきたいと思います。

次は、教育長、せっかく来ていただいているので、専決処分のことでお聞きしたいと思っています。

専決処分ですが、この件については、何回か説明を受けているのですが、もう一度改めて、何月時点で高裁から和解勧告があったのか、それと、最終的にいつ合意の専決処分を行ったのかまでの経緯をお願いただけますか。

○吉田教育長 今から4年前になりますけれども、平成24年8月12日に県立畝傍高等学校の卒業生、女性ですが、同校の水泳部の練習に参加した際に、スタート台横付近から飛び込みました。プールの底面に頭部を打ちつけ頸椎損傷を負いまして、障害は1級認定です。これに関して、当該卒業生が原告となり、損害賠償約2億1,500万円を求める

訴訟が、平成25年度の平成26年2月24日、奈良地方裁判所に提起をされ、平成28年4月28日に第一審の判決が言い渡されました。

判決ですが、約6,700万円の損害賠償、過失割合は県が4割、原告が6割という内容でした。この第一審の判決を真摯に受けとめ控訴を見送りましたが、原告が控訴しました。その請求内容はあまりにも過大でしたので、8月12日に附帯控訴を行わせていただきました。この附帯控訴の専決の議会承認をいただいたのは10月7日です。

ところが、既に大阪高裁では、9月2日、これは議会開会前ですけれども、9月2日に第1回口頭弁論がございまして、同日に結審しました。9月16日になり、県の主張が相当程度認められた和解案を教育委員会で受理しました。この本和解案ですけれども、司法が下した公式見解であること、それから、代理人弁護士と県の顧問弁護士など、複数の弁護士の意見も参考に検討に入らせていただいております。もちろん知事、副知事等とも協議を重ね、10月に入り、県としては和解に応じる方向で進めることとしました。その後、9月定例県議会が閉会後の10月11日に相手方が和解に応じる意向を示してまいりました。和解の成立要件が整いましたので、10月17日に専決処分により和解が成立しました。

今回の対応で私自身が至らなかったとされているところは、県議会議員の皆様方に経緯とともに高裁での審理の進捗状況をその都度説明しながら理解をしていただく努力を怠ったことだと思っております。今後はこのようなことがないように努めてまいりたいと思っております。もちろん県教育委員会としましては、二度とこのような事故を起こさないためにも、今後もプールを含めた学校の安全対策に万全を期してまいります。以上です。

○川田委員　ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。

吉田教育長、非常にお人柄がよい方ですから、自分に責を付けていかれているようなコメントも聞かれたのですが、私らは県議会ということで、地方自治法の中で物事を考えるくせがついているのですが、専決処分をやられたのは知事ですからね。教育長には専決処分の権限は地方教育行政法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の中にも決められていますが、だけれど、地方自治法第179条、第96条における議会の議決事項に関する専決事項は教育長にはありませんので、これは完全な知事の専決処分のものだと我々は解釈しているのです。

もう1点聞きたいのが、今の答弁内容の中でも、知事、副知事も含めた中で検討を行っていたと、和解に応じるかどうかも含めてだと思っておりますが、その詳細はいいとしても、

問題は9月16日に和解案が高裁から示されたと。和解勧告があったのですかね。それで期限が10月17日ですか、約1カ月あったと。この間、ちょうど10月7日まで、奈良県議会の定例会が開かれていましたが、この間に報告すら何もなかった。9月16日からあって、10月7日に県議会が終わっているわけですよ。それ以降に10日ぐらい期間があったということで、これはどうなのですか、議会招集を本来はやっていかなければいけないし、9月定例県議会の頭でも控訴を受けて戦うという報告もされてきましたよね。だから、その後ずっときていてどうなのですか。議会招集を行われたのですか。これは吉田教育長に聞くべきではないと思うのですが、どうなのですか。今知事いらっしゃらないけれども、優先順位からいえば総務部長ですかね。これはいかがなのですか。議会招集を行わなければならないと思うのですが。

○吉田教育長 今説明させていただきましたように、弁護士等の相談にも一定の日数がかかりましたし、和解の方向で進めることで決定はしておりましたけれども、ただ、相手方が和解に応じるかどうかは正直言いまして、ぎりぎりまでわかりませんでした。我々が和解に応じるという対応方針をとりましても相手方が応じないと和解が成立しないので議会に報告できることにもなりませんので、相手方の意向を確認できたのは10月11日でしたので、その後、議員の先生方には説明をさせていただきましたけれども、説明不足の点は否めなかったと思いますが、そういった状況がございました。以上です。

○川田委員 いや、教育長、それはいいのですよ。聞いていることと全然違うことを答えられているので。議会の招集を行う、相手が受けるか受けないかの返事をするかは、それは相手の問題であって、これは県が意思決定をするわけですか、そうではないですよ。それは言いわけには一切ならない。だけれど、相手が受けるか受けないかは裁判所から勧告が出されて、和解したほうがいいよとおっしゃっているわけですから、内容や割合、そういう云々はともかく、今言っているのは、ここは議会ですから、裁判の内容について審議しているわけではなく、議会上の事務上の話を今やっているのです。

だから、本来は地方自治法第179条で議会が成立しない、開くことができないときの要件があります。これは要件が決まっているのですよ。こういう場合は開かれない、緊急を要する場合であれば専決処分していいとかね。緊急を要する場合もどこまでの範囲があるのだと、はっきりと書かれています、自由裁量ではなくて全部羈束裁量になってくるので、決められたことを決められたままにやらなければいけない。ここは自由裁量権があるという条項ではないのです。だから、それから考えれば地方自治法第179条によって

の専決というものが議会の招集を行わなければいけない。賛否は別ですからね。それは開かれて、あとは議員がいい、悪いを採択されるかどうか、これはもう各議員の判断ですから、だけれどその手続上のことを怠っていたということは、これはもう否めないのではないかと思うわけですが、いかがですか。

○吉田教育長 我々の和解の方針を議会に提案する際、例えば、仮に延長するなり、あるいは議会を招集する場合は10月11日以降の17日までに招集することになるわけですが、そのときに我々が事前に和解案を議会に提案し、その承認をいただいたときに相手方の意向がわかりませんでしたので、和解が不成立になることを議会にかけるということになるのではないかということも、私自身はそういう思いであったわけなのです。

○川田委員 いや、少し答弁がおかしいのですが。私の思いはいいのです。専決するのは知事ですから、教育長が決められるわけではないのです。議会招集を行われるのは知事です。だからそれについて教育長がどう思っていたということを今聞いているわけではなくて。一切関係ない話なのです。真逆のことを思われていてもそれはここで答弁別にされなくてもいいわけで。相手の判断がわからなかったら云々は相手の話です。だけれど、奈良県議会としては、これで和解案を受け入れますという議決をもらってれば、相手を受け入れなかったらそれで成立しないだけの話ではないですか。そのまま控訴を続行していくということではないですか。だから、それはややこしくなるから、そういったことは関係ない。

私が聞いているのは、これが地方自治法第179条に違反なのです。だから、議会の招集もかかっていないです。私らが調べた結果では議会の招集はされていない。10日間あったのです。7日前までにやればいいわけで、緊急の場合であればもう少し短くてもできないとは書いていない。だから、それから考えると、なぜ議会の招集をかけなかったのかということなのです。地方自治法第179条には要件を全部書いていますから、こうした場合であればだめです。地方自治法第117条の規定による除斥のために半数に達しないとき、出席者が再度招集してもまだ半数に達しないとき、招集に応じても出席委員が半数を欠き、議長において出席を催告しても半数に達しないなど、そういう要件が決められているのです。だから、その要件があるにもかかわらず、専決処分というのは、特殊な状況に基づいて、地方自治法第179条は決められているわけであって、簡易なものは第180条で、議会の委任を先にもらっておくという方法がありますから。だから、第179条違反だと思うのですが、その点についてはどうなのですか。あくまでも誤解のない

ように言うておきますが、それによって、これはあくまでも相手の利益もあることですから、裁判所の中で合意形成がなされている事項であるので、この違法によってそれが無効になる、ならないという話をしているのではないので、そこだけは誤解のないようお願いしたいのですがね。だけれど、これは手続上としては、議会側から申させていただけいたら、議会軽視。本来行わなければならないものを行わずに専決処分でしたと。前、九州の公共団体でも専決を連発して問題もあり、そして地方制度調査会で審議もされて専決処分の条項も改正されて厳しくなっていますよね。そのあたりはいかがなのですか。

○一松総務部長 繰り返しの答弁になってしまうかと思いますが、やはり和解の事案ですので、控訴人が和解に応じるかどうかは和解の成立においては極めて重要であり、それが10月11日まで不分明であったということです。したがって、和解に応じることが確認できたのが10月11日です。そこから和解期日の10月17日までが土日を除くと中3日しかない状況でしたので、地方自治法第179条第1項におきます特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない場合に該当すると判断したもので、違法云々という問題は生じないかと思っております。以上です。

○川田委員 いや、これはでも、和解勧告が出た日にちがもう明確になっているわけですからね。それでは相手が最後の1日まで回答しなかったと。では専決処分を乱発していいのかとこういふ話になってくるわけですよ。相手が和解に応じるか応じないかは別ではないですか。応じたら成立するけれど、応じなかったら成立しないだけの話でしょう。それでは議案として提案できるではないですか。奈良県としての意思決定の問題ですよ、いいかどうかの意思決定は最後議会がするのですが。そこは大きな考え違いがあると思えますよ。それを乱発できるのであれば何でもそういう理由をつけて、相手が契約をこの日までに返事をもらえなかったから契約したのだなど、またそういう理由に使うではないですか。これは我々の会派も含めて、議会軽視に当たる部分だと、重要な問題だと思っておりますので、今後、こういったことがないようにお願いをしておきたいのですが、その点いかがですか。

○一松総務部長 結果として、短期間に専決処分を繰り返すような形になったことは、誠に恐縮なことだと思っておりますので、当然地方自治法にのっとって今後ともしっかり対応していきたいと思っております。

○川田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、はっきり言うておきたいのが、相手が返事しないから議案提案できないということではないですよ。原案無効になるだけの

話でしょう。そこだけは今後絶対直していただきたいということを申し上げておきます。

過去に裁判判例も行政実例も出ていますので、その点確認いただいたらわかる。ただ、この行った結果について、相手の利益のある場合とない場合と行政の瑕疵があればそれを修正する能力が発揮できるのかといういろいろな要件は変わってきますので、一概にそれが無効かどうかは言えませんが、今後それをよろしく願いしておきたいと思います。

それと、次、人事委員会ですが、公務員の給料の引き上げの議案に対してお聞きしたい。代表質問でもお聞きさせていただいたのですが、どうしても疑義があるということで、委員長の許可をいただき、代表質問で使わせていただいたパネルを持ってきました。非常に偏った調査であると代表質問で申し上げましたので、ここはもう置いときますが。こういった実際の民間との比較をした場合、現実的にはやはり格差があると。これはなぜなのだというので、ご答弁いただいたものに関しては、同種同等の比較を行わなければいけないのだという回答であったということですね。それと、年収の違いですがね。現実これぐらいの年収の違いがあったという、ここまでが代表質問だったのですね。

今回の勧告を受けて、これはNHKのニュースでもやっていましたが、奈良県の民間と支給額の比較ということで、これは南都経済研究所が先日レポートを発表されておりました。その中で出ていたのですが、アンケート調査の結果二百何社とられていますので、民間の従業員が50名以上の部分に限って集計し直してきたのですが、それからいえば、ボーナスの額が37万7,000円なのです。奈良県が83万4,000円、これは正しいかどうか確認はしていないのですが、NHKのニュースでこの金額を言っていましたので書いてきたのですが。この間事前に説明を受けたのですが、期末手当というのは調査対象ではなくて、いわゆる民間が上がったから何%自動的にこちらも上げるのだと、こういう計算でやっているという回答をいただいたのですがね。それはその解釈でよろしいのでしょうか。

○榎野人事委員会事務局長 ただいま川田委員から、期末勤勉手当の算出の仕方についての確認の質問がございました。同種同等という比較に関しては、よく使いますのは、実は給料月額を合わすときに同種同等、例えば部長クラスと部長クラス、民間の分と合わせる形で同種同等を使わせていただいています。期末勤勉手当を出すに当たりましては、特に役職ごとの比較というのは実はしておりませんで、その企業の中で使わせていただいておりますのは、これはあくまでも県の雇用期間の定めのない常勤の職員の期末勤勉手当を私どもは算出しておりますので、相手方の調査する企業も同じように、いわゆる常勤で雇用

期間の定めのない方を対象にしているという比較をさせていただいた結果です。

○川田委員 それはわかるのですが、だから、民間が幾らもらっておられるかは関係なく、民間が幾ら上がったかどうかの掛け率をいわゆる行政の期末手当に掛けられておられるということなのですか、違うのですか。

○植野人事委員会事務局長 説明がまずかったかもしれませんが、実際の出し方を説明させていただきます。

ある企業ですが、例えば、賞与及び臨時給与、いろいろな名前の出し方があると思うのですが、県による期末勤勉手当に当たるものの金額を調べます。ただ、その金額を調べるのはあくまでもうちの職員のように常勤の雇用期間の定めのない職員の金額を定めます。その1年間の支給総額を聞きます。実際の支給総額、例えば、12月に支給を受けているとすれば、12月に決まって受ける給与額、私どもで言うと月給みたいなものですが、それとの比較をします。それが何月分に当たっているのかを比較します。それを私どもの調査している企業の全てのものを合計して、それで支給総額と決まって出している給与月額との差、例えばそれが二月分であるのか、三月分であるのか、その金額を出させていたっているということなのです。

○川田委員 だから、母数は計算されていないのでしょうか。だってこれだけの違いが出るわけがないではないですか。全く同じって、多分ですよ。この額をもう少し精査したいのですが、公務員がもらっておられる期末手当の額と民間がもらっておられる期末手当の額には明らかに格差があり過ぎなのです。だから、今おっしゃっていた調査であれば、全部同じランクで何カ月掛けて、それと比べているわけでしょう。それであればこれだけの格差が出ないですよ。ということは、同種同等とおっしゃっていたのであれば、大体もともと給与のほうはもっと低いということではないですか。給与のほうもこれは民間とはかなり格差があるのですが、だから、これはどこに問題があるのかなと。

私もいろいろ考えてみたのですが、今回人事委員会がお出しになっていた調査、どこに問題があればこれだけの格差ができるのかと、今現在逆に分析しているのですが。分散分析を行って、いわゆる調査対象、製造業が何社からとりましたなど、資料の44ページに書いている調査があるではないですか。それをいわゆる統計の分散分析表をつくって、これは有意差が出たので、今度は多重比較にかけていったのです。これは統計学の計算なのですが。するとアスタリスクの2つのところが、有意差が出ている。0.01以下の確率しかないという計算になるのは、いわば100年に1回あるかないか程度の感覚で思っ

いただいたらいいのですが。

それではこれを見てください。その調査表の中では、製造業が一番多いのです。大きく偏っているのです。それで偏り度を計算しているので、それからいけば、全部有意差が出ているのです。これであれば、農林業と製造業であれば0.0012ですから、1,000年に1回ぐらいしかないような出来事。建設業と製造業であれば0.0019ですから、これも1,000年に2回ぐらいしかない。全部大幅な有意差が出過ぎ。これは統計学等々いろいろな分析の世界では、これだけの有意差が出るのであれば、この調査は却下されてしまう。材料として使えないのです。今の44ページに載っている資料の割分からいけば、これは全てこの調査自体がおかしいですとしか言えないのですよ。これはコンピューターで出したので間違いありません。

それから考えてもう一つが、南都銀行の先日のアンケート調査の中でも、一番ボーナスが高いのが製造業の中のプラスチック製品が67万9,615円なのです。奈良県の中でアンケートをとって、一番高い。これも奈良県と同じ加重平均でやっています。あと、平均額にすれば、製造業で言えば42万6,000円、非製造業で37万9,582円ということで、ほか業種は、食品、繊維、木材、プラスチック、金属、機械などいろいろあるのですが。だから、その調査表を見ないと製造業だけでくくっておられますが、中身の内訳がわからないのです。やはり全部の業種からとってきた平均でやらないと平均とは言いませんので、結論から言えば、この調査手法に対して疑義があるとしか言えません。調査をとったものに対して、それがうそだという意味で言っているのではなくて、とってきた調査の数が完全に有意差が出てしまっている。これはどこで計算していただいても同じですから、積分で出しているのと同じだと思いますよ。

それから考えれば、あまりにもこういった格差が出る原因が何かあるはずですから、民間と合わすのだと言いますが、同種同等と言っても非常に複雑なシステムをつくってしまったらそれに合う企業は、本当にわずかしかなくなってきますから、それであれば何も民間の状態を反映させるのは、余り意味がなくなってくるということになります。そのことをこの間から言っているのです。何も公務員の給料を下げようと思って言っているのではないのですが、あまりにも格差がある。代表質問の後、お手紙をいただいたり、今すごい反響あるのです。やはりおかしいという声がほとんどです。今回南都銀行の調査からも出ていますが、去年よりも上げた企業は、奈良県に限ってですが、増加したのは38.3%の業種しかないのです。ほぼ同じが51.9%、減少が3.7%、観光などはことし

暴落していますよね。去年が観光よすぎたから、今年その反動で悪くなったという原因もあると思うのですが。だから、これから考えれば、全く今回の人事委員会の勧告自体が計算自体をごまかしているという意味を言っているのではなくて、やった結果、非常に偏り過ぎている現状が出てしまっているのではないかと申し上げたいのですけれども。だから、最初にパネルを示させていただきましたが、対象の範囲というのは2.5%の中からとっています。2.5%の中からとるからそういうことになるので、同種同等だからここしか当てはまらないのだというのが、先日、人事委員のご答弁でしたよね。それからいえば、特殊な状態しかつけれないということになってきますから。この間も言ったけれど、どこに比較するかという問題はもちろんありますから、民間と全く同じになるか、それは議論で決まっていくのですけれど、これだけの格差がある中で、これだけ無くなれば、今、請願が出ている高校無償化の財源も出てくるではないですか。

ましてや、この間から言っているのですが、奈良県の税収よりも人件費のほうが多いでしょう。だから、県民からすれば、そこまでお金が要るのであればもう少し何か我慢してもいいよと、何でもかんでもやってほしいというわけではないから、何でそこまで無理してお金を払って、国のお金まで使ってやっていただかなくてもいいものもたくさんありますよ。削っていったらいいだけの話とちがうのですか。それが行政改革ではないですか。そういうようにつながっていくということで、ぜひとも、人事委員長にもそういった観点で、今後人事委員会でも議論をいただきたい。すぐに結論が出る出ないは別にして、やはり研究をしていくというのは、人事委員会の役割にもうたわれていますから。そのところについてもやっていく義務が法律上書かれているのであると思うのですが、そのあたり、事務局で結構ですが、いかがですか。

○植野人事委員会事務局長 実は、今お見せいただいたボーナスの資料や南都の資料に基づいた、いわゆるNHKの放送に基づいたりということでもございました。申しわけございません。私そのことの確認等は全然とれていませんので、そのことについてのお答えはできませんが、いろいろ人事委員会として研究をしていかなければならないというのはご指摘のとおりだと思います。

実は、今回、想定質問で用意しておりましたのは、代表質問のときにお示しいただいた資料の中で、一つ、賃金センサスの数字で非常に月額と差があるのではないかとのご指摘をいただいた数字を一度見てみました。賃金センサスはインターネットである程度公表されている数値もありますので、その数値の中でその差の説明ができないかと、また、川

田委員がおっしゃるように、言葉だけではなく何か数値で説明できないかということで、実はその考え方でやってみました。それを説明させていただいてよろしいでしょうか。

実は、川田委員のご指摘していただいた33万3,700円という数字があったと思います。これが民間労働の100名以上の賃金ということで、それが県人事委員会の調査では37万4,600円と大きく異なっているということが、私どもで、もともとこれは何の数字なのかということからまず始めたのですが、33万3,700円という数値が賃金センサスの中で一般労働者の100人以上の決まって支給する現金支給額の数値ということで、その数値と合いましたので、奈良県の数値で確認しました。それではその数値とうちの数値と何が違うのかを考えました。一つは、賃金センサスの一般労働者の中には、正社員、正職員以外の労働者のうち雇用期間の定めのある職員が含まれているというのが一つ確認できました。もう一つは、これはほかの数値にも影響しているかもしれませんが、私どもの民間企業実態調査は、その対象となる職種をある程度限定しております。私どもの事務職員に近い職種であるということ限定しているので、例えば一般的には、工員やそういうものが私どもの調査対象にはなっておりませんので、その辺が数値の差に出てくる原因かと思ったのですが、これだけでは言葉だけですので、これだけではだめだということでもう少し調べてみました。これは奈良県の数値ではないのですが、全国数値でいきますと、正社員、正職員の賃金が100としますと、正社員、正職員以外の賃金は63.9%ということがございますので、やはりこの差が生じる大きな原因であったと考えております。

あと、賃金センサスと私どもの調査対象との間でよく似たいわゆる区分の仕方で対象になるものはないかを一応調べてみたのです。そうしましたら、私どもは先ほどから同種同等の中で出てきます役職別を調べておりますので、平成27年の賃金センサスの役職別の調査結果が出ておりました。それと私どもの調べている役職別の調査を確認しました。実はこれ、奈良県の分が出ておりませんので、全国分との比較なのですが。例えば、企業規模100人から499人というのが私どもの区分でもありますので、これは平成27年の賃金センサスなので、私どもの調査結果も平成27年の報告書の中には入れているのですが、賃金センサスが部長級が57万2,000円、当委員会調査の事務部長が58万294円、それから課長級は賃金センサスで43万6,400円、当委員会調査の事務課長が46万5,014円、係長級はセンサスでは34万6,100円、私どもの調査は33万6,450円と、先ほどおっしゃった格差よりはより近い数字が出てまいりました。だか

らある程度対象を合わせるとより近い数字になるのではないかと思います。ただ、今おっしゃったようなボーナスの調査あるいは今お示しいただきました川田委員が分析された結果は、私も今現在答えられませんので、そのような形で今後研究は進めていきたいと考えております。

○川田委員 結論としては、結局同種同等という言葉を使って同じようなものになるような仕組みになっているからこういうような形になっているのですよ、逆算していけばね。だから、これは一種の私らはトリックと思っているのですけれど。厚生労働省の経済センサスの数字も、今役職別のことを言われましたが、その割合も度数は出ていないのです。だから、統計学上の計算でいえば、度数と平均値とあれば、あと間隔の開き、これは間隔に開きがあれば大体もう各時点での偏差値から全部計算できますので、だけれど、うまく度数だけを抜いてあるので出せないのですよ、試みましたが。あと、やり方がないわけではないのですが、各種の全部のウェイト率から全部調べていった比重を調べて、ほかの平均値は出ていますので、そこからの離れぐあいを調べて出していくと、これは少し作業時間かかるので、今回は出さなかったのですが。そういったことをやっていかないと。だから、厚生労働省の調査自体も明確には出していないという結論なのですけれども。結局、最終的に金額、一企業の平均と奈良県を企業として考えた場合、それを合わせた平均値がやはり一致してこないといけないではないですか。だったら部長のほうがたくさん売るからといっても、それをやれば逆ピラミッド型になっていたら、ピラミッド型の組織の形が上が大きくなっているという現状だから、そこは修正しないとイケないでしょう、民間に近づけようと思えば。大体そうなるのです、計算ではそうではないですか。だから、そこを研究していかないと、自分たちが絶対低くしなければいけない。

大体、人事委員会委員長など決議いただく方は我々議員と一緒にいいと思うのですが、事務局の公務員の方が案件をつくって、委員長たちに上げて、今度これ出しますからとやっているのでしょうか。だからここを本当は第三者機関に持っていかないとイケないのですよ。公務員の方が自分たちの給料を決める作業をやるということ自体が大きな問題点だと思います。それは今いきなり言ったから、ではあしたからそうしますということはできないでしょうが、人事委員長にお願いしておきたいのが、出てくる資料をそのまま全部信用されることなく、何かこれはからくりがあるのではないかという視点を持っていただきまして、今後もし判断をやっていただきたいと、このように考えておるのですけれど、最後に人事委員長のご答弁をいただけないでしょうか。

○馬場人事委員長 答弁させていただきます。

事務局から出てきた数字をうのみにしているわけでは決してありません。我々は委員長、局長会議ということで、近畿圏内あるいは東海、北陸も含めた中でお会いし、議題に上がる場合もありますし、事実上ほかの委員長ともお話しする、委員長は大体弁護士なので、語弊があるかもしれませんが、余り権力べったりではなくて、そういうのに懐疑心を持ちながらやっている職業の者が集まっているわけですから、そんなにうのみにしているわけではございません。ただ、細かい数字に関して、やはり専門にやっている事務局に任せざるを得ないというところはございます。そこはきちんと信頼を持ってその数値を上げていただくということで、そのあとの部分については、民間人3人でもって合議検討しております。

今、川田委員がおっしゃっていたそういうデータについても、何が違うのかということで事務局にも検討していただいておりますし、その内容について、まだ疑問を持っておられる部分もあるという認識は持ちましたけれども、事務局の報告も私はずいぶんしている部分もございます。そこは今後また委員会の中でほかの都道府県の動静も見ながらとしか申し上げようがありませんが、これは個人の見解かもしれませんが、他の都道府県が100ある法制のうち99その方式をとっていけば、一応その方式については合理的ではないかというように事実上推定されるというのが我々この本職の職業人としての事実認定における一般原則だと思いますので、そういう考えで持ちまして検討はさせていただこうと思っております。以上です。

○奥山委員長 よろしいですか。なければ1回休憩、よろしいですか。

暫時休憩します。3時15分から開会します。

15:08分 休憩

15:20分 再開

○奥山委員長 休憩を閉じて再開をいたします。

委員の皆様申し上げます。きょう特別に招集しました教育委員会教育長及び人事委員長及び事務局長にまだご質問がなければ、退席していただこうと思いますが、よろしいですか。

(「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり)

○奥山委員長 それでは、教育長、人事委員長、事務局長関係は退席してください。

それでは続けます。

付託議案について、質疑をお受けします。もうなければ締めます、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**奥山委員長** それでは、ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○**山村委員** それでは、日本共産党の意見を述べます。

平成28年度奈良県一般会計補正予算(第3号)ですが、先ほども質疑をさせていただきましたが、奈良県国際芸術家村の予算について、反対します。

文化財修復に関することについては、より充実させる必要があると考えておりますけれども、その他の複合施設については必要ないと思います。建物だけでも95億円もの投資をするにもかかわらず、その効果もまた集客の見通しも調査せず、全くずさんです。大型箱物を新たにつくるもので住民がみずから取り組み、地域の活性化を目指す地方創生とは全く異なるものになるということで反対します。

次に、議第98号の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例ですが、これについては、議員の報酬引き上げについては、反対します。以上です。他の議案については賛成します。

○**荻田委員** 自民党奈良としまして、付託を受けました議第93号以下、報第29号まで、全議案に賛成します。

○**亀田委員** 自由民主党としましては、提案された議案全てについて賛成とさせていただきます。以上です。

○**松本委員** 自民党絆も全議案に対し、賛成させていただきます。

○**川田委員** 日本維新の会としましては、議第93号、これは先ほども審議が明確な回答が得れなかったということを理由に反対します。

議第98号、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例についても反対します。

議第99号についても反対します。以上です。

○**猪奥委員** 民進党です。全ての議案に賛成します。

○**奥山委員長** それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第93号中・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決します。

議第93号中・当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**奥山委員長** ご着席願います。起立多数であります。よって、議第93号中・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第98号中・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決します。

議第98号中・当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**奥山委員長** ご着席願います。起立多数であります。よって、議第98号中・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第99号中・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決します。

議第99号中・当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**奥山委員長** ご着席願います。起立多数であります。よって、議第99号中・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**奥山委員長** それでは、お諮りします。

議第95号、議第100号中・当委員会所管分、議第101号、議第102号、議第109号及び報第29号については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**奥山委員長** ご異議がないものと認めます。よって、議第95号、議第100号中・当委員会所管分、議第101号、議第102号、議第109号及び報第29号は、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、請願の審査を行います。当委員会に付託を受けました請願は2件です。

まず、請願第1号、県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守を求める請願書について、書記に要旨を朗読させます。

○松本書記（議事課長） 失礼します。

請願第1号、県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守を求める請願書

請願者 奈良県奈良市高天町10番地の1（株）T. T. ビル 3階

奈良県行政書士会

会長 中嶋 章雄

紹介議員 荻田義雄

松本宗弘

川口延良

梶川虔二

松尾勇臣

今井光子

岡 史朗

藤野良次

要旨

タイトル

県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守を求める請願書

請願趣旨

1. 請願の主旨

行政書士は、行政書士法の目的である「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する」（行政書士法第1条抜粋）ため、国家資格者として高度な法的・専門的知識を身につけ、官公署に提出する書類の作成等を通じて国民の権利を守り、利便を図るため日々研鑽を重ね業務を行っている。

しかしながら、各種許認可・免許・登録申請及び届出等に際し、資格を有しない非行政書士が、他人の代理人として手続を行うケースが頻発している。

県当局におかれては、「行政書士または行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報

酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができない」とする行政書士法第19条第1項の規定及び行政書士制度の趣旨をご賢察いただき、非行政書士による不正な書類の作成がなされないよう行政書士法の趣旨の周知徹底をして頂き、窓口指導及び具体的な規制を実行されるよう求める。また、県民の権利を擁護するため各種申請・届出等に関し、公正で透明性のある行政サービスが行われるよう行政手続法及び行政手続条例の遵守の徹底を関係機関に指導されることを請願する。

請願事項

1. 行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化、窓口における本人確認あるいは代理人の身分証明書の提示等を定めた要綱制定
2. 行政手続法及び行政手続条例の遵守を関係機関に指導していただきたい

2. 請願の理由

(1) 行政書士法の遵守

私たち行政書士は、行政書士法により「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成し、提出する手続について代理すること」（行政書士法第1条の2抜粋）を業務としています。行政書士は県民と行政をつなぐパイプ役であることを常に自覚し、行政事務が適正かつ迅速に進められるよう協力するとともに、県民の身近な存在として、奈良県行政書士会では毎月無料相談会を実施するなど、行政事務の円滑な推進と県民の利便性の向上に努めています。

行政書士法上、行政書士でない者は業として官公署に提出する書類の作成を行うことはできないとされており（他の法律で別段の定めのある場合を除く）、これに違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる規定になってはいますが、未だこのことに対する認識が十分ではなく、県内において非行政書士による違法行為が後を絶ちません。奈良県行政書士会では、行政書士制度広報月間などを通して、違反防止に努めているところではありますが、これらの行為の根絶は至難の業であるのが現状です。

個人のプライバシーや個人情報の保護が強く求められている社会にあって、無資格者による手続はそれらの漏えいが危惧されるだけでなく、書類に関する信頼を損なうことになり、ひいては県民にも多大な迷惑がかかる恐れがあります。かたや、私たち行政書士には法律により守秘義務が課され、違反した場合には厳しい処分が科されることになっています。

については、国民の利便と行政手続の円滑な実施に寄与するものとして定められた行政書

士制度の趣旨を踏まえ、非行政書士による不正な書類作成をなくすよう、窓口規制の適正化のため、窓口においての本人確認あるいは代理人の身分証明書の提示等を定めた要綱を速やかに制定するよう求めます。

(2) 行政手続法及び行政手続条例の遵守

奈良県の各機関等に各種申請・届出を行うに際し、出先機関や担当者により異なる指導や法定外の添付資料の提出要求などがなされることがあるとの会員からの指摘があります。県当局におかれましては、このようなことのないよう、行政手続法及び行政手続条例の遵守の徹底を図り、とりわけ行政事務においては、審査基準の制定とその具体性の確保、奈良県行政手続条例第34条に規定される行政指導指針等の作成をすることによって、県内同一の行政手続がなされることを望むものです。以上、お願いいたします。

○奥山委員長 請願第1号について、質疑があればご発言願います。ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○奥山委員長 なければ、これをもちまして質疑を終わります。

続いて、請願第1号について、委員の意見を求めます。(意見なし)

ただいまより付託を受けました請願第1号について、採決を行います。

採決は、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥山委員長 それでは、お諮りします。

請願第1号については、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥山委員長 ご異議がないものと認めます。よって、請願第1号は採択することに決しました。

次に、請願第2号、高等学校等の無償化に関する請願書について、書記に要旨を朗読させます。

○松本書記(議事課長) 請願第2号 高等学校等の無償化に関する請願書

請願者 奈良県奈良市鳥見町1-4-2

川波 太

紹介議員 松尾勇臣

川口延良

荻田義雄

梶川 虔二

宮本 次郎

岡 史朗

藤野 良次

要旨

本文（要旨）

奈良県においても大阪府と同様の高等学校等の無償化を行い、すべての奈良県の子どもたちが、家庭の所得格差に関わらず、教育の機会均等が図られることを請願する。

私立を含む高等学校等の教育をめぐっては現在、国からの国庫補助金や地方交付税交付金のほか、都道府県独自の上乗せ予算が充てられ、在住する都道府県によって家庭負担額が著しく異なっている。現在、奈良県の私立学校に対する経常費助成は依然として全国平均を下回っているだけでなく、授業料軽減補助も、県内通学の場合を含め一定の支援が既にあるものの、特に低所得世帯への補助は他府県と比較して厳しい状況である。奈良県は県内就労環境の悪さから県内就業率が全国で最も低いが、子どもを高等学校等へ通学させる環境も決して良いとは言えない。

私立高等学校等に通学している家庭負担額は、近畿6府県に限って見ても、奈良県内の家庭は割高になっており、特に低所得世帯で顕著である。年収590万円未満の家庭の場合、大阪府在住だと授業料等が無償だが、奈良県在住だと有償となる。

奈良県内の家庭では、学力の高低など進学条件に合致した公立高等学校等がなく、大阪府など近隣府県の私立高等学校等へ通学するケースも少なくないが、同じ学友なのに大阪府在住か奈良県在住かで負担額が著しく異なるなど、教育環境をめぐって大きな不平等が生じている。加えて、大阪府では私立高等学校等に3人以上通学させている家庭に対して、平成28年度からいっそうの支援を決定するなど、子どもに教育を受けさせる環境をめぐっては、奈良県と近隣府県との間で格差が深まるばかりである。

これらの状況を鑑みて、大阪府と同等の高等学校等の無償化を求めるものである。高等学校等とは、大阪府の定義に準じ全日制高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専修学校等および通信制（単位制）高等学校を指す。

よって、奈良県に対して請願するものである。

○奥山委員長 請願第2号について、質疑があればご発言願います。

○亀田委員 事前に事務局から説明は受けさせてもらったのですが、改めてお聞きさせて

いただこうと思うのですけれども、この請願書を読むと、奈良県に在住しながら大阪府へ通う子どもたちへの無償化もというように読み取れるのですけれども、その場合の予算がどれぐらいのものになるのかを改めてお聞きしたいと思います。

○川上教育振興課長 大阪府と同等の制度を県内私学だけではなくて、亀田委員がおっしゃった他府県、いわゆる近隣府県にも通学をしている生徒にも適用した場合、合計約21億円程度必要になってくると試算をさせていただいているところです。以上です。

○亀田委員 ありがとうございます。

21億円ということで、奈良県だけに限ってもたしか12億円ほどだったと思うのですけれども、先ほどから議論に出ている100億円と比べると、確かに少ないかもしれませんが、やはり10億円、20億円ということですので大分大きな財源負担となってくるようになってきますけれども、これの捻出の方法などはどこまで検討されているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○川上教育振興課長 財源をどこから持ってくるという話だと思うのですが、今、私立学校に通っておられる生徒に対する支援ですが、直接また間接を含め、個人に対する補助があります。今請願が出ております授業料軽減補助、それと学校法人に対する支援である教育経常費補助金の一応2本立てでさせていただいているところです。ちなみに平成28年度の予算、合わせて約36億円という金額でお認めをいただいているところです。財政状況などを勘案して、この授業料軽減補助の財源を確保するために、まず一つとしては、やはりこの経常費補助金を減額することも一つの手としてあるのではないかと考えております。いずれにしても、例えば減額をした場合、私学の経営に大きな影響が生じる可能性もあるのかなということを考えているところです。以上です。

○亀田委員 ありがとうございます。

この請願に異論があるということではないのですけれども、この請願にも書いてありますけれども、奈良県の私立学校に対する経常費助成あるいは授業料軽減補助金ですか、これも全国平均からはかなり下回っているという状況にもあるということですから、そこから削って捻出するとなると、何をしているかわからないような状況になるような気がしますし、捻出する方法はまだまだこれから議論するところではあるのでしょうかけれども、そのあたりを考えると少し心配なところがあると思います。意見は後で申し上げたほうがいいのでしょうか。

○奥山委員長 後にまた聞かせてもらいます。

○亀田委員 そしたら、とりあえず質疑については以上で終わらせていただきます。

○荻田委員 私どもとして、実際の話、請願第2号の紹介議員の1人でして、この請願の趣旨の終わりに書いていますように、大阪府と同等のということ、同等ということは、大阪府は大阪府内の在住者で大阪府内の私学という意味ですので、置きかえますと、奈良県内在住で、なおかつ奈良県内の私学を対象にしておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

それから、こういった中で、もとより自主財源というのが乏しい本県ですし、財源が限られているということは当然理解をしているわけです。さらに幼児教育や少子化対策など、諸課題があることも十分把握できるわけです。ただ、県民の中で本件請願書記載の声が大いにあるということを踏まえて、他の諸施策とのバランスをとりながら対応をいただきたい、このような思いをしているわけですので、どうぞ受けとめをぜひともいただきたいと思います。以上です。

○奥山委員長 他にございますか。

○川田委員 先ほどの答弁を聞いていておかしいと思ったのですがね、私学の補助金を減らすような方向になると、何でこのような場でそういったことをおっしゃるわけですか。それは県の方針として何か決定されていることでもあるのですか。大阪でもですね、公務員の給料の引き上げを一旦中止して、先ほども話がありましたが、今回でも、去年からでも、約10億円、ことしも10億円上がるわけでしょう。10年たったら200億円ではないですか。毎年毎年その分が要るのですから。今から引き上げがとまったとしても200億円要るわけですよ。だから、そういった財源の捻出というのはあるわけであって、それを質問に対して、私学の助成額が減るといったことをここで答えられるというのはいかがではないですか。ましてこれ、今、荻田委員からも話がありましたが、請願の紹介議員も出席されている中で何を勝手に決めて何を勝手に申されているのかと。何か先日も聞いたら、日本維新の会には来なかったですけども、ほかの会派に趣旨採択にしてくれというような懇願をして回られていたと。議会の提案というのを一体何と考えているのですか。請願は本会議に提案してやっているのにですね、そういった談合的手法を奈良県はやられているのですか。一切ここの審議は、議会の中でやられるものであって、あなたたちがどうしてくれ、ああしてくれというのはですね、憲法第92条に掲げられている団体意思の決定とは関係ないのではないですか。今後そういったことがないように、地域振興部長にもよろしくご指導していただきたいとお願い申し上げます。

○村田地域振興部長 今2点ご指摘いただいたかと思えます。1点目、確かに私ども組織として、私学の補助金云々ということは全くございません。多分担当課長として、自分が所管している予算の範囲内であるということと言わせていただいたことかと思えますので、あくまでこれから、もし請願が採択された場合に県としてどう考えるかということですので、ご理解を賜ればと思えます。

また、2点目についても、私どもとして、事実関係の説明に行ったことは事実ですが、今のように誤解を生むようなところがあったのであればお詫びをさせていただきたいと思えます。あくまで事実関係だけをお話しさせていただいたということでご理解いただければと存じます。

○奥山委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 どなたか教えていただきたいのですが、これは奈良県に在住する子どもたちに私学を無償化しようと、大阪府に行かれている方も無償化にしようということなのか、違うのですか。

(発言する者あり)

○中野委員 県内の人だけにいわゆる無償化をするということですか。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○中野委員 そうですか、はい。

(発言する者あり)

○山本副委員長 大阪府と同等というのは誤解を招くようなことがあるけれども、紹介議員、ちゃんと言ってください。

○奥山委員長 紹介議員がおられますので。

○荻田委員 先ほど私が申し上げたとおりでして、県内の在住者、子どもさんに限ったのみ県内の私学に助成をするということです。以上です。

○奥山委員長 ないですか。ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

続いて、請願第2号について、委員の意見を求めます。

○亀田委員 改めて意見を申し上げます。先ほどの質問で川田委員からもありましたけれども、私もそういうことを申し上げたのではなくて、予算をどのように捻出するかは大事なことだという意味合いで申し上げたのですけれども。もう一つ、これはやはり大阪府へ通う子どもたちへも無償化するというように文章が読めるので、この部分については、改めてもう少し議論を深めたほうが良いと思えます。読める文章があるうちはやはりその部

分を県内に限ると修正していただくなりすれば、同じ学友なのに大阪府か奈良県在住かで負担額が著しく異なるなどというところは、特に書く必要はないのではないかと思いますので、まず一つ。

それと、そもそも高等学校無償化というと非常に響きがいいので、私も無償化自体に反対はしていませんけれども、ただ、本当にこれは無償化に進んでいいのかというところは、個人的な意見としてありまして、私が幾つか思うところがあるということは、それぞれの委員の皆さんにもそれぞれの思いがあるということで、ここで採決するよりももう少し議論を深めたほうがいいと思います。

なぜかという、今、奈良県が行っているのは無償化ではなくて、所得制限を設けて授業料負担の補助をする、支援をするという趣旨だと思うのですが、私はそのほうがいいのではないかと思います。なぜなら、私の考え方が古いのかもしれませんが、教育はやはりきちんと親が子どもにつけてあげるものだと思う。無償化してしまうことに余り簡単に行ってしまうと、私は余りよくない。それも一つの教育なのではないかと。家庭的な事情で大変なところには行政がきちんと負担をしてあげると。だけれどしっかりと子どものために働いて子どもに教育をつけてあげるのは親子のきずなを深める大きなこれも一つの教育なのではないかと思うところがありますので、これは個人的な意見ですが、大阪府は高等学校は全部無償化にしていますけれども、親に行かせてもらっている、行かせてもらっていないというところで、私などは親が汗水垂らして働いて学校行かせてもらっていたら、学校簡単にやめられない、しっかり勉強しようという思いになるけれども、それが無償化で行けるとなったときに、そのあたりの道徳観というか、そのあたりの感性、はっきりと言えないで申しわけないのですが、

今、私がこの請願書を読むだけでもこれぐらいの意見があるということは、もう少し煮詰める必要があるのではないかと思います。全てに反対しているわけではないのだけれど、中身についてやはり疑問を持つところが多いので、できれば継続的に審議していただくという方法をとっていただいて、もう少し私自身も勉強したいですし、いろいろな方のご意見を聞いたりしてみたいという私の意見です。以上です。

○奥山委員長 今継続審査という意見が出ましたので、まず、優先順位は、継続審査についての採決をとらせていただいてから進めますが、よろしいですか。

○川田委員 今、別に動議が出されているわけではないので、意見を言われただけなので、動議提出後にその行動をお願いしたいと思います。

○亀田委員 私も不慣れなもので申しわけないのですが、継続審議をお願いしたいという動議をお願いしたいと思います。

○奥山委員長 よろしいですか。

それでは、請願第2号の採択について、継続審査の発言がありましたので、まず、継続審査について、起立により採決します。

請願第2号の採択について、継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○奥山委員長 起立少数であります。よって、請願第2号は、継続審査としないことに決しました。

それでは、請願第2号を起立により採決します。

請願第2号を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○奥山委員長 ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第2号は、採択することに決しました。

次に、その他の事項に入ります。

まず、総務部長から次期行財政改革計画の策定についてほか1件、危機管理監から(仮称)安全・安心の確保のための奈良県基本計画の概要について、地域振興部長から(仮称)奈良県国際芸術家村の基本計画案についてほか1件、観光局理事から奈良大立山まつりの実施概要についての報告を行いたいとの申し出がありましたので、順にご報告願います。

○一松総務部長 それでは、まず私から、次期行財政改革計画の策定について報告します。お手元に配付の資料1「奈良県行政経営改革推進プログラム(仮称)の概要」をごらんください。

本プログラムは、今年度末で3年間の取り組み期間が終了する奈良県行政経営マネジメントプログラムの次期計画、後継計画で、来年度より3年間取り組むものとして現在策定作業を進めているところです。資料にこの計画の柱立てと取り組み項目を記載しています。

一番最初、人事や内部統制などを含める組織マネジメントが一つの柱です。それから、財政規律の確保など、将来にわたり持続可能な財政運営を目指す財政マネジメント、公共施設のファシリティマネジメント、道路、下水道施設等を含めたインフラ施設のアセットマネジメントに取り組むこととし、それぞれ取り組み項目を記載しています。さらにこれ

らは、県庁だけでなく、市町村との連携により、奈良モデルの形で推進していく必要があります。さらには、市町村といった行政主体だけではなく、民間主体などとも連携、協働して施策を展開する必要があることから、県域マネジメントとしても施策を展開していきたいと思っています。これらのマネジメントに加え、県民との双方向性という意味で県民意見の反映や広報手段の多様化などが、一番最後の柱立てです。県民との対話、説明責任の確保、情報発信の強化といった6つ目の柱として立てています。ここに記載しているのは、計60項目ほど、正確には61項目です。概要段階でそのような整理になっています。今後各取り組み項目の文案を取りまとめ、来年の2月定例県議会で報告の上、公表してまいりたいと考えています。その策定等の過程で今後取り組み項目の追加、変更等があり得ることをご承知おきいただければと存じます。

以上が次期行財政改革計画の策定についての概要です。

続きまして、資料2「県庁舎系施設南部地域再配置計画について」報告させていただきます。

県では、老朽化が進み耐震性のない施設が多い県南部地域における庁舎系施設の更新について、集約移転も含めて検討しまして、南部地域再配置計画として取りまとめたところです。計画の概要については、資料2にありますとおり、3つのプロジェクトで構成しております。

1つ目は、旧五條高校跡地に五條市役所を移転、建替にあわせ、同地に五條土木事務所、南部農林振興事務所、同土地改良課を集約する計画になっています。2つ目ですが、用途廃止となった大淀町立大淀病院跡地に同町が保健センターを新設する予定でして、その施設に吉野保健所、吉野福祉事務所、中南和県税事務所吉野窓口センターを集約する計画となっています。なお、五條市にある内吉野保健所については、再配置計画の中で、組織としては吉野保健所と統合される予定でして、窓口機能は旧五條高校跡地に配置する予定です。3つ目ですが、吉野土木事務所の建替事業です。建設予定地は現事務所から道沿い東側にある県有地での建替を計画しています。3つのプロジェクトのうち、旧五條高校跡地での五條市役所及び県事務所の建設については、五條市が市役所建設の財源として、合併特例債の活用を予定しています。そのことから、その期限である平成32年度末の竣工を目指して事業を進めてまいりたいと思っています。そのほかの2つの事業、大淀病院跡地と吉野土木事務所のプロジェクトについても、関係機関と協議の上、可能な限り早期の事業化を目指してまいります。

以上が県庁舎系施設南部地域再配置計画についての概要です。私から報告は以上になります。よろしく申し上げます。

○奥山委員長 ご苦勞さまでした。

○長岡危機管理監 私から、(仮称)安全・安心の確保のための奈良県基本計画の概要について説明させていただきます。資料3『(仮称)「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の概要について』をお願いします。

今回策定する計画は、県と県警が初めて共同して策定する計画でして、犯罪抑止、交通事故防止の2分野を対象とした5カ年計画となっています。

まず、1現状、これからの安全・安心の考え方ですけれども、本県の刑法犯認知件数については、戦後最多を記録した平成10年と比べ3分の1まで減少しており、犯罪の総量抑制という観点では一定の成果が認められるところです。しかしながら、県民の皆様方には、県民アンケートの結果によると、そのような安心感をお持ちいただけていない状況です。また、4ページに、安全・安心を脅かす事象として記載をしていますけれども、児童虐待、DV、ストーカー、特殊詐欺等、子ども、少年それから高齢者等の安全・安心を脅かす事象は高どまりもしくは増加傾向にあります。このような状況と認識をして、5ページに記載していますけれども、基本計画のコンセプトに基づき、県と県警が共同し、犯罪抑止と交通事故防止の大綱となる計画を策定しまして、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指すこととしました。

この計画では、安全・安心の対策全般を捉えて、基本理念、方針を示した上で県と県警との役割を明確化しまして、一層の連携を図ることとしております。また、治安はインフラですので、本計画に基づき体系的、継続的に治安基盤の整備を図ってまいることとしております。2の5年後の目指す姿、基本目標です。本計画は5年計画ですので、5年後の目指す姿を先ほど申し上げましたけれども、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現としました。基本目標は、子ども、女性、高齢者などをはじめとする全ての県民が犯罪やトラブル、交通事故などの被害に遭い、命を落とすなどの最悪の事態が生じてはならないという認識のもと、記載のとおり3点としました。3方向性・推進項目ですけれども、事件と事故は故意と過失という違いがございますが、危険発生のメカニズムは同じようなものですので、行為者がいて、その行為が社会の防護柵をくぐり抜けることにより発生をします。そのため、抑止のための仕組みも同じようなものと考えられますので、本計画では、安全・安心を脅かす事象の被害に遭いやすい社会的弱者とこういう事象を引き起こす行為

者、あるいは場面に着目したアプローチの2つの観点から、7つの方向と20の推進項目を選定し、重層的に防護柵を重ねることによって未然防止を図ることとしております。

資料の2ページ、3ページでは、県と県警とが共同して重点的に取り組む7つの方向と20の推進項目の体系図を示しております。

1ページの4PDCAサイクルによる計画の推進です。今後は刑法犯認知件数のみを安全の指標とすることではなく、社会を構成する多様な主体と一層連携を進めて客観的な安全を高めるための施策をKPIに基づき進捗管理し、PDCAサイクルによる計画の推進を着実に進めてまいりたいと考えています。

今後のスケジュールですが、本日計画の概要を説明させていただきましたので、今後計画案を策定し、1月にパブリックコメントを実施、県民の皆様方の意見を募集します。その意見を反映した案を2月定例県議会に提出させていただき、ご議決をいただいた上で4月から計画の運用をさせていただきたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

○村田地域振興部長 それでは、私からは2件報告をさせていただきます。

まず初めに、先ほど来議論いただいております（仮称）奈良県国際芸術家村の基本計画案について説明をさせていただきます。資料4「（仮称）奈良県国際芸術家村の基本計画案について」をごらんください。

当該基本計画案については、先月9日に開催しました県の附属機関で学識経験者等から成る、奈良県国際芸術家村構想等検討委員会において、現段階での機能、規模、整備スケジュール等について了承をいただきました。当該委員会で決定いただいた基本計画については、2ページをごらんください。奈良県版の国際芸術家村は、本県の強みである文化財の保存・修復と文化財を含む歴史文化資源の活用に係る施策を総合的、一体的に展開する拠点として整備するものです。拠点整備に当たっては、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金など、国の補助金等の財源等を極力活用し、県の負担軽減に努めてまいります。今年度は国の地方創生加速化交付金を活用し、文化財の保存・修復について支援対象の拡大や施策対象のデータベース化、情報発信の強化、文化資源交流、人材育成といった取り組みを展開しているところです。これらの施策展開の拠点整備に当たっては、中心になる部分として、表にございます文化財を含む歴史文化資源の修復・活用、文化資源交流、人材育成の拠点化を行うとともに、官民連携、地域間連携、政策間連携を図りながら整備をしたいと考えております。必要な施設として記載の施設を考えているところですので、具

体的な内容については、次のページの一覧表にもありますように、①文化財修復・展示棟では、伝統技術の継承と後継者の育成を図るほか、文化財修復作業の公開・解説や仏像等のハンズオン展示など、県民や来訪者が歴史文化資源に触れ合う機会を提供したいと考えています。②複合棟では、国際会議などMICEの誘致、シンポジウムの開催、天理市と連携した文化・芸術の創作活動などを展開したいと考えています。また、③情報提供施設（道の駅）では、周辺地域の観光案内や地域の特産品の紹介などを行うほか、④農村交流施設では、農作物の直売所、加工所、農家レストランなどを展開するとともに、⑤伝統工芸施設では、県内の伝統工芸品の展示即売や製作実演・体験などを実施したいと考えています。また、天理市内の自転車ルートと連結した新たな人の流れに対応することができるよう、⑥のサイクルステーションを設置するほか、郷土教育や家族の憩いの場などとして活用可能な⑦の屋外体験施設の設置を検討しているところです。

以上、①から⑥の施設の規模については、今後実施設計等を経て詳細を決定することになりますけれども、現段階では約1万平方メートル程度を考えているところです。また、当該拠点づくりに加え、地域の魅力を高め、交流人口や県内消費を増加させるため、民設民営のホテルの公募を検討しているところです。

続きまして、4ページをごらんください。今申し上げた①から⑦の施設等に関して各施設の特徴等を踏まえ、現時点での配置案をお示ししたものです。なお、これらの地方創生の拠点化を図るために必要となる用地について、本議会でその取得予算を上程させていただき、先ほどご議決いただいたところです。

また、次の5ページ、先ほどの施設配置案等を反映した（仮称）奈良県国際芸術家村の南側の幾坂池からの眺望のイメージパースです。

次の6ページ、こちらは整備スケジュール案です。今年度基本計画策定後、造成や建築の設計、工事等に取り組み、平成32年度中の完成を目指したいと考えています。先ほど来、申し上げていますとおり、現時点での概算事業を約95億円想定していますけれども、整備に当たりましては、国の地方創生拠点整備交付金などを最大限に活用したいと考えています。

以上が基本計画案の内容です。

なお、最初のページにお戻りいただきますとわかりますけれども、奈良県国際芸術家村構想等検討委員会においては、基本計画案を決定していただいた際、委員の皆様から、運営主体の検討については専門家の意見も聞きながら今後も整理してほしいというご意見、

県と天理市が連携をしてアーティスト・イン・レジデンスなど、芸術的な展開をしていくことも重要であるといったご意見もいただいたところです。今後は次回の奈良県国際芸術家村構想等検討委員会に向け、運営主体などの検討を深めていきたいと考えています。早口で申しわけございませんが、次に移らせていただきます。

資料5「奈良県文化振興大綱（素案）」について説明します。

本大綱は3月末を目途に完成すべく策定作業を進めているところです。策定に当たり、奈良県文化振興有識者会議や奈良県総合教育会議において、専門的なご意見を賜り、また、奈良県教育サミット等を通じて市町村とも意見交換を行い議論をしてまいったところです。今般その概要の素案を取りまとめましたので説明します。

まず、一番最初のページ、この大綱の位置づけです。各地方公共団体が教育、学術、文化に関する大綱を制定することが法律に規定されたことから、本県では、昨年度教育振興大綱を策定しました。それに続き、今年度文化に関する部分を文化振興大綱として策定するものです。また、資料右側には、私どもが目指す歴史と芸術が息づく、心豊かな文化の都・奈良県の状態が実現されたさまざまな例をイラストに示させていただいています。例えば、地元の方も来訪者も歴史を通して日本や地域の文化への理解を深めることができること。あるいは、県民が芸術文化に親しみ、また、みずから活動に参加する機会がたくさんあること。あるいは、奈良県に住まうことへの誇りと文化継承の機会が醸成されていることなどを目指すというものですが、これらを実現していくための文化振興施策推進の考え方や方向性などを次ページ以降にまとめて示しています。

2ページをごらんください。本会議の際、知事が答弁をされましたように、文化の概念は非常に幅広いものでして、文化施策というのは、他県の例を見ても総花的になりがちですけれども、本県の場合はこの点を意識し、本県の大綱は奈良県の強みである歴史文化資源の活用と芸術文化の振興、この両分野に力点を置き、これを両輪として効果的に関連づけながら、個性あふれる文化振興施策の推進を図っていくことを考えています。まず、歴史文化資源活用分野においては、全ての職員が地域の歴史を意識した施策を推進する機運を養う、培うことや歴史に関する説明力向上に地域とともに取り組み、子どもにわかりやすい説明、あるいは人に感動を与え得る歴史の本質に触れるような説明手法の確立などに留意し、施策を推進していきたいと思えます。一方、芸術文化振興の分野では、いつでもどこでも誰でもが芸術文化に触れ、参加する機会の創出や交流を深められる場づくりを進めるとともに、ムジークフェストなど既存の取り組みに工夫を加え、芸術の力で皆が元気に

豊かになるよう施策を推進してまいりたいと考えています。

3 ページ、この両分野の施策の分類ごとに、現状、課題分析を踏まえた本県の文化振興施策の方向性及び事業展開例を記載しています。例えば、情報発信の分野においては、効果的な発信手法や発信のための情報編集手法を確立し、市町村等、県以外の主体とともに発信していくこと。また、(仮称) 奈良県国際芸術家村の整備においては、歴史文化資源活用施策展開の総合拠点及び文化芸術の交流、ふれあいの場としていくことを検討しているところです。地方の特性を活かした施策の推進は、地方公共団体の責務であると考えておりますので、文化振興を観光、まちづくりをはじめとして幅広い分野における地域振興にもつなげるべく、さらに検討を重ねていきます。

なお、今後パブリックコメントの実施や次期定例県議会でのご議論を踏まえて、他に類を見ない奈良らしい個性の際立つ大綱としてまいりたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○中西観光局理事 私からは、先日、奈良大立山まつり実行委員会がございまして、概要が決まりましたので、この場をおかりして報告をさせていただきます。

今年度の奈良大立山まつりですが、来年平成29年1月25日水曜日から1月29日の5日間ということで、開催日数については前回1回目と同じです。開催時間については、水曜日、木曜日に関しては、夜18時から20時ですが、27日、28日、29日の金、土、日においては、13時から20時という長い時間で考えております。中身ですが、まず、参加伝統行事が昨年度14団体でしたのが、今年度は22団体にふえております。それから、大極殿前のステージをメインステージに前はしていたのですが、今回はそのステージをサブに変え、広い平城宮跡、大極殿前の広場の真ん中にメインステージを置き、メインステージとサブステージをうまく活用しながら盛り上げていきたいと考えています。それから、あったかもんグランプリですが、昨年度は3日間で非常に短いということで不評いただきましたが、あったかもんは5日間やらせていただくことになりまして、今回初めて39団体、全市町村から参加をしていただくことになりました。それから、安全対策等では、しっかりとした照明対策ということで、足元の危険箇所にはLEDの足元灯を新設することも含め、また、シャトルバスについても、なかなか乗れないという苦情もたくさんいただきましたので、昨年度5台で30分置きであったものを10台にふやし、20分置きとさせていただきたいと思っています。

次のページをごらんください。色分けしていますが、ブルーが昨年度出ていただいた団

体様です。赤色が今度初めて出ていただく団体様ですが、実は、昨年度の14団体のうち6団体はそれぞれ諸般の事情がございまして、今回見送りとなりまして、実質14団体がふえて22団体となっております。赤い部分でいいますと、奈良市、葛城市においては相撲甚句が出てまいりました、大和高田市では、静御前ゆかりの大和高田・白拍子の舞、そのほかにも同じく橿原市の今井町だんじりが出ていただいたり、今22団体という話をさせていただいていますが、実はまだ1団体、調整をさせていただいている、ぜひ出てやろうという声をいただいております、ほぼ決まるだろうと聞いておりましたので、少し言わせていただくと、大和高田市が、おらが村にもだんじりはあるぞということで、大和だんじりが、今、出ていただく方向で検討していただいているところです。

次のページ、あったかもんグランプリの出展状況です。それぞれの市町村、出展の予定内容、いろいろネーミングも考えておられ、メニュー検討中というのは、どちらかというところはないということをご理解いただきたいなど。どちらにしましても、市町村のそれぞれの団体の積極的な参加もあり、中身が充実しております、昨年度より例えば今の時点で、特別観覧席への申し込み状況でありましたり、旅行商品としてつくっている部分、オプションとして大立山をつけている部分等は結構引き合いが今出ていると、数字を今申し上げることはできませんが、手応えとしては昨年度よりはるかに人数はふえるのではないかと考えています。それを受けて、しっかりどれだけの人が来られたか、実人数をしっかりと押さえた上で経済効果がどれぐらいあったのかもしっかりとまた委員会、議会等で報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○奥山委員長 今の報告等について、またその他の事項も含め、質疑があればご発言願います。

○川田委員 奈良大立山まつりの説明、ありがとうございます。また人数カウント、楽しみにしていますので、よろしくお願いいたします。

その件はいいのですが、もう1点、簡単になのですが、国民文化祭実行委員会の契約に関して、多くの議論をさせていただいたのですが、前、副知事から、今後は見直すという答弁もいただきまして、その後検討されていると思うのですが、今後の見直しをされた状況を教えていただけますか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 今年度の国民文化祭実行委員会の契約については、各事業ごとに契約の内容や契約方法等を十分に検討した上で、法令及び県の基準等

の例により適正に処理をしています。平成28年度の契約については、100万円以上、これは奈良県契約規則に定める随意契約によることができる場合を超える金額なのですが、これについては3件ございます。全て企画提案を公募しまして、プロポーザル方式により契約の相手方を選定しています。また、そのほかの100万円未満のいわゆる少額随意契約についても、複数の者から見積書を提出させる見積もり合わせにより、経済性及び透明性を確保しています。今後も実行委員会の契約においては、法令及び県の基準等の例により適正な処理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○川田委員 ありがとうございます。

非常に適正だと思いますので、実行委員会はほかにもあるのですが、そういった形で、見本になっていただきますようお願いしたいと思います。

それと、もう1点、今後のロゴマーク、この間も代表質問でテレビ中継があったので宣伝に使っておいたのですが。今後ますますああいった目立つところでアピールしていくと、せつかく540万円もかかったのですね。私も関西人なので元を取らなければ何か腹立つみたいな感じでありますので、どんどんやはり元を取っていくような行動もしていけないといけないと思うのですが、そのあたりの計画というのはいかがなのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 ロゴマークについては、現状いろいろところで今使用しています。今、近鉄奈良駅前の行基広場のところにも横断幕を12月1日から掲げていますが、そこにも大きく載せておりますし、そのほか、絹谷幸二先生の原画とあわせてポスターにもロゴマークを入れさせていただいています。それから、ポスターと同じデザインであるチラシ等もつくらせていただいていますので、そういういろいろところで使っていきたいと思っています。それからあと、フェイスブックやツイッター等、そういうものも国民文化祭実行委員会としてしていますが、一番最初のトップ画面にも入っておりますし、そういう形でいろいろところでどんどん活用していきたいと考えております。以上です。

○川田委員 課だけでやるのも大変だと思うのですが、ほかの部署にも依頼しておられるのですか。総務部長も名刺に入れられて宣伝に励んでおられましたけれど、ほかの部の方もどんどん広めていくべきだと思います。そういう依頼は行われているのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 ロゴマーク、国民文化祭のマスコットキャラクターであるはかせんとくん等については、活用について、県の各所属にも庁内メールや通知等によりその使用の依頼をしているところです。職員の名刺については、利用して

もらいやすいように、その職員が利用している交流ネットにロゴマークのデータを掲載していますし、名刺に載せていただく分については、特に申請等をいただかなくてもいいよう、手続を省略してどんどん載せていただけるようにしております。既に幾つかの所属では、県民の皆さんに配布する冊子やチラシ等にこのロゴマークやはかませんとくんを載せていただいたりしていますし、本日、川田委員もつけていただいておりますけれども、はかませんとくんのバッジ、これも皆様にお配りをさせていただいてPRに努めていただいているところです。以上です。

○川田委員 わかりました。よろしくをお願いします。

何か曲をつくられたとありましたが、まだ1回も聞いたことがないのですけれど、せっかくつくったので、使っていないとやはりいけないと思うのですが、最後にその点はいかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 イメージソングの「やまとしうるはし」という曲ですが、9月3日に文化会館国際ホールで開催しました1年前イベントで初めて披露をさせていただきまして、その後、ユーチューブや国民文化祭のホームページ等にも載せていますので、広く県民の皆様も聞いていただけると思っております。

それから、関係団体や市町村にもCDと歌詞カードを配っています。ですから、いろいろなイベントでどんどん使っていただけるようにと考えています。さらに、あす15日ですが、あすから県庁の庁内放送で退庁時、皆様帰られる時間に庁内放送をしたいと思っております。議会棟で入るかどうかわからないのですが、ぜひ聞いていただければと思っております。以上です。

○川田委員 ありがとうございます。楽しみにしておきます。

それともう1点だけ、短くていいのですが、とりあえず代表質問において、固定資産税の件で砂防指定地台帳の話させていただいたのですが、これは市町村に対しても県土マネジメント部長と地域振興部長からの通知も出されておられます。まして、こういう租税関係についてということもあって、地域振興部は特に市町村をいろいろ指導、助言をされている立場ということもあって、現に今でも通知を出されているので、やはりこの租税に係る問題、まして台帳ができてもないのにやれといった矛盾が発生していますので、その辺はぜひ村田地域振興部長に今後ですね、県土マネジメント部にもやはり約束したことを履行させるというような厳しい意見も申し上げていただきたいのですが、その点一つお願いしておきたいと思いますが、いかがですか。

○村田地域振興部長 質問がありました砂防指定地に関しての固定資産評価については、さきの代表質問を受け、早速、市町村振興課から、私どもも実際に市町村の状況を再度確認をさせていただきました。その中で幾つかうまく砂防指定地の減価評価を完全にできていない団体について理由もお聞きしました。それと、今、代表質問の際に県土マネジメント部長から答弁申し上げた、もしかすると行き違いがあるかもしれませんので、まず市町村の思い、市町村がなぜ進まないと考えているか、このあたりをきちんと関係部課に伝えさせていただいて、つなぐことをさせていただいて積極的にこの取り組みをさせていただきたいと思います。いずれにせよこの固定資産評価、非常に大事なところですので、確実に進むように私どもも取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○奥山委員長 ほかにございますか。

○山村委員 1点お聞きしたいと思います。

ただいま説明がありました（仮称）安全・安心の確保のための奈良県基本計画についてですけれども、確かに住民の皆さんは、子どもを守りたい、あるいは犯罪をなくしたいという願いを持っておられることはよくわかりますし、その安全確保ということに関心が強いと思っておりますが、しかし、私自身この計画を見せていただいておりますと、何かすごく不安感が生まれてきまして、それでお聞きするのですが、安全ということは危険の裏返しですから、危険をなくすことは当然必要なことで対応が必要だと思うのですが、安心ということになりますと、不安の裏返しですので一人ひとり捉え方が違うので、どこまでが安心なのかということである、非常に際限のないことにもなりかねないということが危惧されます。そうやって安心を求めていくことでいろいろな対策をとられていく上で住民相互が監視をし合う、あるいは抑止対策というもので息苦しい社会にならないのが心配されます。温かい人間関係で結ばれてお互い信頼し合うまちづくりを進めていくことと相入れない状況が生まれてこないかということが一つ心配される場所ではないかと思っております。

この中では、具体的に申しますと、例えば防犯カメラの設置箇所をふやしていくことが言われています。確かに最近の報道を見ていますと、犯罪者が特定されるのに防犯カメラがすごく役立っている、抑止効果があるという点があることもわかるのですが、常時いろいろなところでカメラが回っているということはプライバシー権や肖像権などの人権侵害にもつながる部分ですので、やはりこれを進めていく上ではきちんと人権を守る、そういう保護がなされていなくてはならないと思うのですけれども、その点にはどういう対応を

されているのかという疑問。

それから、もう1点は、少年補導員の増員ということも言われておりますけれども、児童の健全な育成について申しますと、やはり問題行動を起こす、犯罪ではないけれども、非行というような場合にいろいろな形で取り締まることになっていきますと、ますます子どもたちを孤立させていくことにつながるおそれもあると言えるのではないかと思います。少年刑務所で教官をなさっている方からお聞きしましたが、重大犯罪を犯した子ども、ほとんどの方が生まれて一度も自分を肯定されたことがなかったということで心を閉ざしているということも言われて、本当に深い心の傷を負っているのだということも聞きました。やはり子どもの権利条約に基づいて一人ひとりの子どもの人権を大切にす、そういう角度で孤立させない、育んでいくという対応が要るのではないかと思います。なので、そういう心配もあるということで、そのあたりはどのようにこの中で検討されていくのかということ。

それともう1点は、DVや児童虐待、最近本当に痛ましいことがあって何とかならないかと私も思っております。子どもが亡くなるなんてことはあってはならないと思っておりますけれども、こういうことが起こってくる現状、その背景にはやはり格差が広がって、貧困が深刻になっている。正規雇用につけない、こういう社会的な経済問題というのが大きくかかわっていると思っております。生きにくい社会そのものにメスを入れていかないと、そういう立場に置かれた方々がますます世間の目の中で追い詰められていくことで立ち直りができないということにもつながっていくと思うので、やはり運用に当たっては相当気を使うということがなくてはならないことだと思うのですが、私の危惧かもしれませんが、その点をお伺いしたいと思います。

○長岡危機管理監 基本、全般のことですので、私から答弁させていただきます。

先ほど防犯カメラ等のことで人権への配慮が十分なのかというのが1点目かと思っておりますけれども、目標が日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現ということで、人権侵害が起こっている状況では安全・安心の奈良県とは言えないと思っておりますし、本県は、当然人権条例も持っております。そういう意味で、計画は策定途中で、議論している最中ですが、今山村委員のご指摘も踏まえ、人権に配慮した計画を策定していきたいというように考えております。

それから、予防の関係でさまざまな事象があつてどうかということと運用の話だと思っておりますが、これは県と県警が初めて共同してつくと申し上げましたが、そういう意味で、

犯罪がないのが一番いいわけで、あつたら捕まえに行かないといけないという話になるのですけれども、さまざまな観点から犯罪や交通事故が起こらないにはどうすればいいかということも含めて予防に力を入れた計画をつくりたいと思いますので、山村委員ご指摘の例えばDV、児童虐待が起こる背景をどのように潰していくかということは当然計画をつくる中で十分検討しないといけないと思っております。

また、計画ができた後、運用について気をつけろということですが、その点は十分気をつけて、各部局連携してこの計画の目標を達成するように来年度以降、進めていきたいと思っております。以上です。

○山村委員 簡単に終わりますが、運用の点でもおっしゃっていただきましたが、例えば、防犯カメラを設置したらそれを誰が管理をしてどのように運営するのかというのは、一定の基準や決まりというのが、当然ルールが必要ですよね。そういうことをきちんと全部の市町村でできているのかというと、そうでない部分があるかと思うのです。だから、つけるのはつけたけれども、その運用がどのようにされるのかということまできちんと目配りをしていただかないと、本当に人権を守ることにはなっていないということもあるので、これは例ですけれども、そういうことできちんとやっていただきたいということ。もう1点は、警察と奈良県が初めて一緒になってこういうものをつくられたということなのですが、警察は本来、基本的に地方警察、刑事警察で事件、事故、犯罪が起こったときに活動するのが任務ですよね。最近は地域安全活動ということでどんどん市民生活の中に入ってきていると私は思っているのですが、別に開かれた警察になることが悪いことではなくて、市民に信頼される警察になっていただくことは当然必要なことだと思うのですが、やはり本分をわきまえなければ、市民にとっては不安になるということも1点あるということを申し上げて終わります。

○荻田委員 きょう、けさの読売新聞奈良版ですが、知事公舎ホテル誘致ということで、2019年春の開業を目指すと報道されています。この場所は世界遺産の一部ですし、何としてもホテル誘致にかかわって観光客の増大を図っていきたいという知事の熱い思いがあるのだらうと思いますし、さらに、知事公舎の利活用にも及んでくるのだらうと思うわけですが、きょう、こうして見てみますと、ちょうど範囲が県庁東交差点から南大門のところまであるのですかね、その手前まであるのですかね。どこまでかも含めて、今どこまで進んでいるのかお答えください。

○中西観光局理事 観光局というか、まちづくり推進局理事として答えさせていただきます

すが、一応範囲としましては、皆さんが今見ておられる知事公舎のある場所から依水園の横に吉城園というのがございますが、おおむねですが、吉城園までが東西の範囲というように考えていただいて、あと、市内循環道のところまでのエリア、一部民地が入りますが。

残す建物としては、今、利活用と荻田委員からも言っていただきましたが、知事公舎は残します。それから、セミナーハウスの横にある世尊院という興福寺の塔頭跡の建物も残します。もちろん吉城園の主塔、茶室、これは当然残します。それから、副知事公舎ですが、副知事公舎は増改築をしており、要は昭和初期の部分とその後の部分に分かれますので、初期の部分については残そうということで今条件に入れてあります。あと旧青少年会館、既にかなり朽ちくしていますが、文化庁から非常にいい建物だったので、完全コピーとは言わないまでも再現してほしいという要望も出ていますので、これも含めて利活用として今後手を挙げていただけるであろう業者の負担でその分をお願いしようということで、経費としては、県の持ち出しは余りない形で今公募をさせていただきました。

新聞等にも載っておりましたように、既に外資系のホテル等がかなり積極的に現場を見に来ておまして、この後、選定委員会、その後また奈良公園地区整備検討委員会等でしっかりとした部分を景観も配慮した形でおさまっていくのかと思いますけれど、イメージとしては、2階建てが一番高い建物になり、全体には先程言いました利活用する場所を含めてコテージのような宿泊施設が並ぶようなところ、そして、一部当然いろいろな方たちが出入りしていただけるような施設という形の提案を求めていくことになるかと思えます。早ければ来年の3月には業者が決定し、そこから文化庁に対して、もちろん奈良公園地区整備検討委員会で内容をしっかりと吟味した上、現状変更の認可をとりに行く段取りで考えていきたい。また、いろいろご意見をいただいておりますが、その後高畑の裁判所の跡地についても、同様にスムーズに行きたいと我々は考えておりますので、以上よろしく願います。

○荻田委員 とりあえず進捗状況、また議会にも報告を聞かせていただけたらと思えます。以上です。

○猪奥委員 済みません。1点だけ。

今、ほかの委員会に付託をされていますが、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、県条例の定めによって特例的に市町村に事務が移譲できるというのを進めていただいておりますが、奈良県では、メニューの提示をしていただいて、市町村に働きかけはしていただいておりますけれども、県として計画をつくって、それで市町

村に提示をされているわけではないですよ。今、市町村でできることはできるだけしていただいて、県は広域行政として補完的という役割がどんどん進んでいく中で、できるだけ移譲を進めていくためには、私は県として計画を持ったほうが今後進めていきやすいのではないかと考えているのですが、おつくりになられていない理由を一つ教えていただきたいと思います。

○奥山委員長 担当はどこですか。

○阪本行政経営課長 猪奥委員が質問された内容をはっきりと理解しないまま答えてしまうことになってしまいますが、今現在の状況を説明しますと、事務処理特例条例として権限移譲するものについては、県が持っている権限について、市町村に移譲する場合、その内容について県の事業課と協議をして、その中で権限移譲ができるものについては、それをメニュー化して、それを市町村の方々に対して説明会を開いて報告した中で、市町村の方々の中で手を挙げていただいて、この事務については自分のところの市町村でできるということでありましたら、それについて権限移譲の手続を進めるというやり方で進めております。これについては、毎年8月ぐらいにそのような手続を踏みまして、今回の12月定例県議会に権限移譲ということを見せていただいているということです。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。

県でメニューをつくっていただいているのはホームページにも載っていますし、承知してはいるのですが、比較的移譲が進んでいる、例えば、埼玉県や全国で一番進んでいると言われている静岡県を拝見しますと、埼玉県は第四次埼玉県権限移譲方針をおつくりになられていて、静岡県でも今、第4次権限移譲推進計画をおつくりになられて進行されました。奈良県では、今こういうメニューですというのを提示いただいて、市町村にさせていただけるところに手を挙げていただいてどんどん進めていくという方針は、どこも大体同じ方針で、計画をつくって取り組んでいくことによって、今はできないけれども、2年後であればできるという市町村とも共同して進めていけるのかなと私は思っているのです。また、これから計画をつくっていくことも視野に入れていただいて、さらに市町村へのニアズベターの奈良県政をつくっていただきたいと思います。またこれからも、引き続き議論をしたいと思います。以上です。

○奥山委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を打ち切ります。

次に、委員長報告ですが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党は反対討論をされますか。

○山村委員 反対討論をします。(発言する者あり)

○奥山委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

日本維新の会は、反対討論をされますか。

○川田委員 はい、反対討論をします。

○奥山委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○奥山委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

(発言する者あり)

○奥山委員長 請願については、委員長報告に継続審査の意見を記載することにします。

よろしいですか。

(発言する者あり)

○奥山委員長 それではそのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会は終わります。ご苦労さまでした。